紀美野町第１回定例会会議録

令和８年２月２５日（水曜日）

○議事日程（第１号）

令和８年２月２５日（水）午前９時００分開議

第　１			会議録署名議員の指名
第　２			会期決定の件
第　３			諸般の報告
第　４			仮議長の選任を議長に委任する件
第　５	報告第	１号	紀美野町土地開発公社の経営状況及び清算結了の報告について
第　６	議案第	４号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について）
第　７	議案第	８号	紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
第　８	議案第	５号	紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第　９	議案第	６号	紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第１０	議案第	９号	紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について
第１１	議案第	７号	紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について
第１２	議案第	１０号	紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第１３	議案第	１１号	紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
第１４	議案第	１２号	紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第１５	議案第	１３号	紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
第１６	議案第	１４号	町有財産の無償貸し付けについて
第１７	議案第	１５号	工事請負契約の変更について

第１８　議案第　１６号　工事請負契約の変更について

第１９　諮問第　　１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第２０　議案第　１７号　教育委員会委員の任命の同意について

第２１　議案第　１８号　令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）について

第２２　議案第　１９号　令和７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

第２３　議案第　２０号　令和７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）について

第２４　議案第　２１号　令和７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

第２５　議案第　２２号　令和７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について

第２６　議案第　２３号　令和７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第２号）について

第２７　議案第　２４号　令和７年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）について

第２８　議案第　２５号　令和７年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第４号）について

第２９　議案第　２６号　令和７年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第４号）について

第３０　議案第　２７号　令和８年度紀美野町一般会計予算について

第３１　議案第　２８号　令和８年紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

第３２　議案第　２９号　令和８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

第３３　議案第　３０号　令和８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

第３４　議案第　３１号　令和８年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

第３５　議案第　３２号　令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

第３６　議案第　３３号　令和８年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について

第３７　議案第　３４号　令和８年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について

第３８　議案第　３５号　令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第１から日程第３８まで

○議員定数　１２名

○出席議員

議席番号	氏　名
１番	徳　田　拓　嗣
２番	中　原　和　也
３番	桐　山　尚　己
４番	藤　井　基　彰
５番	上　柏　晥　亮
６番	埴　谷　高　夫
７番	美　野　勝　男
９番	向井中　洋　二
１０番	伊　都　堅　仁
１１番	美　濃　良　和
１２番	七良浴　　光

○欠席議員

な　し

○説明のため出席したもの

職　名	氏　名
町　長	小　川　裕　康
副　町　長	細　峪　康　則
教　育　長	中　野　卓　哉
総　務　課　長	曲　里　充　司
企画管財課長	髙　田　真　孝

住　民　課　長　森　谷　克　美
税　務　課　長　調　月　克　久
保健福祉課長　森　谷　善　彦
子育て推進課長　黒　﨑　智　帆
産　業　課　長　吉　見　將　人
建　設　課　長　中　前　貴　康
まちづくり課長　米　田　和　弘
水　道　課　長　長　生　正　信
美里支所長（米　田　和　弘）
消　　防　　長　井　川　豊　一
会計管理者　湯　上　増　巳
教　育　次　長　東　浦　功　三
代表監査委員　菊　本　邦　夫

○欠席したもの

な　し

○出席事務局職員

事　務　局　長　井戸向　朋　紀
事務局書記　西　本　貴　哉

開　会

○議長（七良浴　光）　　皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和８年第１回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前　９時００分）

―――――――――――――――――――――

○議長（七良浴　光）　　これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（七良浴　光）　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、１１番、美濃良和議員、１番、徳田拓嗣議員を指名します。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（七良浴　光）　　日程第２、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

向井中洋二委員長。

（議会運営委員長　向井中洋二　登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二）　　おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る２月１９日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から３月１９日までの２３日間と決定しました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長　向井中洋二　降壇）

○議長（七良浴　光）　　お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から３月１９日までの２３日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から３月１９日までの２３日間と決定しました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（七良浴　光）　　日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会に付託しましたので報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長　小川裕康　登壇）

○町長（小川裕康）　　皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和８年第１回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ、関係者の皆様方には何かと御多忙中にもかかわりませず御出席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、２月８日に開催された第２５回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会において、紀美野町チームは緑色のたすきをかけ、極寒の中を元気に走り抜けました。今年はオープンを含め２チームが参加してくれました。大変寒く、風も強い、厳しい条件の中で、紀美野町チームは、小学生、中学生の選手２０名の皆さん、そして控えの皆さんを含め、総勢２７名の皆さんが心を一つに、大いに頑張ってくれました。私たちも選手の皆さんに大きな声援と拍手を送ってまいりました。今年は２９の市町が参加した中で、１８位と大いに健闘をしてくれました。監督、コーチをはじめ、御家族の皆様、そして関係者の皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。

さて、今期定例会に上程しております案件は、議案第４号から議案第３５号までの３２件と諮問第１号の１件であります。令和７年度紀美野町一般会計補正予算の専決処分の承認を求める案件が１件、紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定など、条例の制定案件が２件、条例の一部を改正する案件が７件、町有財産の無償貸し付けについての案

件が１件、工事請負契約の変更についての案件が２件、教育委員会委員の任命の同意についての案件が１件、令和７年度一般会計及び特別会計等の補正予算に関する案件が９件、そして、令和８年度一般会計及び特別会計予算に関する案件が９件、そして、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求める諮問案件が１件であります。

令和８年度予算は、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、総額１２７億３，６２０万８，０００円であります。対前年度比較で７．７％との減少であります。一般会計の予算は、対前年度比較で１０．５％減の８５億３，５３０万円であります。２年連続の減少となっておりますが、必要な経費はしっかりと計上させていただいております。

一般会計予算について、主な事業を少し説明させていただきます。

建築後２２年を経過した総合福祉センターにおいて、老朽化した空調設備の更新並びに照明機器をＬＥＤ化し、省エネ化を図るために、総合福祉センター空調設備更新及び照明ＬＥＤ化改修事業に要する経費を計上しております。

また、教育環境の改善並びに防災機能を強化するため、昨年度に設計を実施した紀美野中学校の体育館空調設備整備事業に要する経費も計上しております。また、中学校に続いて野上小学校、下神野小学校の体育館空調設備整備のための設計に要する経費も計上しております。

また、子育て県下一を目指している紀美野町で、安心して子育てができるよう、病気や回復期のこどもを一時的に保育する病児病後児保育事業に要する経費も盛り込んでおります。

そして、不登校の児童生徒の居場所、学習の場を提供するとともに、家庭の訪問支援などの機能を持った教育支援センターを新たに開設いたします。

また、令和９年度から令和１８年度までの１０か年を見据えた第３次長期総合計画を策定するための経費も、昨年度に引き続き計上しております。

また、令和６年度から４か年計画で取り組んでおりますスポーツ公園リニューアル事業も、引き続き関係経費を上程いたしております。

体育館Ａ棟は、本年３月３１日に完成予定で、工事が順調に進んでおります。来る４月４日、５日の両日で、Ａ棟の完成を祝うイベントの開催が計画されているところであります。

また、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和７年度に引き続き水道の基本料金を令和８年８月請求分までの５か月間減免を行います。さらに、物価高騰

による事業者や住民の方々への負担軽減のため、プレミアム商品券の発行事業や、ＰａｙＰａｙで２５％キャッシュレス決済還元事業に要する経費も計上いたしております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長　小川裕康　降壇）

○議長（七良浴　光）　　次に、一般質問の通告は明日２月２６日、午後２時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第４　仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（七良浴　光）　　日程第４、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第１０６条第３項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に、２番、中原和也議員を指名します。

◎日程第５　報告第１号　紀美野町土地開発公社の経営状況及び清算結了の報告について

○議長（七良浴　光）　　日程第５、報告第１号、紀美野町土地開発公社の経営状況及び清算結了の報告について議題とします。

報告を求めます。

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　おはようございます。

それでは、紀美野町土地開発公社の令和７年度決算と清算に伴う御報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

報告第１号、紀美野町土地開発公社の経営状況及び清算結了の報告について。

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況及び清算結了について説明する書類を次のとおり提出する。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

まずは、令和７年度の事業及び決算報告をさせていただきます。

ページ番号、３枚ぐらいめくっていただいた、ページ番号１のページをお開きください。

令和７年度紀美野町土地開発公社決算書の事業報告書

１．一般事項の（１）理事会決議事項についての実績報告です。

令和７年度では２回の理事会を開催しました。

令和７年５月２３日の第１回理事会では、令和６年度の決算についての議決をいただいております。令和７年８月６日の第２回の理事会では、公社の解散についてと清算人の選任についての議決をいただいております。

次に、（２）役員に関する事項。

まず、アの役員の異動に関する事項につきまして、就任された理事が３名、辞任された理事が２名でありました。

次に、イ．役員名簿です。令和７年９月１２日現在での役員名簿を掲載しています。理事長と筆頭理事を含む理事１５名、監事２名、計１７名の名簿です。

次に、２ページをお開きください。

（３）行政官庁認可等に関する事項について。

令和７年６月３日に理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、６月１０日の紀美野町議会において、令和６年度経営状況の報告をさせていただきました。

次に、２．業務です。

（１）土地取得状況、（２）土地処分状況及び（３）土地造成事業収益につきましては、土地の取得及び処分の実績はないため、面積、取得原価ともゼロとなります。

次に、（４）土地保有状況です。

特定土地事業用地につきましては１，９６６．５７平方メートル、取得原価５６６万５，８９９円です。これにつきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬９９５番地１に保有している用地です。福井樫山団地宅地造成用地７３７．５７平方メ

ートル、２，５８０万６，３９３円は、福井字樫山１１１１番地７他２筆です。以上、合わせまして２，７０４．１４平方メートル、３，１４７万２，２９２円です。

次に、３ページを御覧ください。

損益計算書です。

１．事業収益及び２．事業原価につきまして、販売実績等はありませんので、事業総利益はゼロとなります。

３．販売費及び一般管理費につきまして、１８万５，９２０円です。この内訳につきましては、福井樫山団地の除草作業委託で１３万５，９２０円、法人町民税の５万円です。

次に、４．事業外収益、（１）受取利息は７，８１２円です。この内訳につきましては、普通預金利息６２１円と定期預金利息７，１９１円です。（２）雑収入益はありません。

次に、５．事業外費用もありません。よって、経常損失は１７万８，１０８円です。当期純損失につきましては、事業総利益から経常損失を差し引いた１７万８，１０８円でございます。

次に、４ページをお開きください。

貸借対照表になります。

資産の部、１．流動資産の（１）現金及び預金が３，５８５万９，０８７円、（２）公有用地はありません。（３）特定土地が５６６万５，８９９円、（４）の完成土地が２，５８０万６，３９３円、流動資産合計は６，７３３万１，３７９円です。

２の固定資産はございませんので、資産合計が６，７３３万１，３７９円です。

負債の部です。

１の流動負債、（２）未払金は１０万５，９４０円。これにつきましては、除草作業委託料でございます。

２の固定負債はありませんので、負債合計は１０万５，９４０円でございます。

次に、５ページをお開きください。

資本の部です。

１．資本金、（１）基本財産５００万円、定期預金として保有してございます。

２．準備金につきましては、（１）前期繰越準備金６，２４０万３，５４７円、（２）当期純損失１７万８，１０８円、準備金合計６，２２２万５，４３９円、資本合計は、資

本金と準備金の合計６，７２２万５，４３９円、負債資本合計が６，７３３万１，３７９円でございます。

次に、６ページをお開きください。

財産目録になります。

資産の部ですが、流動資産の合計が６，７３３万１，３７９円、この内訳は、普通預金８５万９，０８７円、定期預金が３，０００万円、資本金の定期預金が５００万円、特定土地が５６６万５，８９９円、完成土地が２，５８０万６，３９３円です。固定資産はございません。

次に、負債の部ですが、流動負債の未払金、除草作業の１０万５，９４０円で、負債合計は１０万５，９４０円です。資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は６，７２２万５，４３９円です。

次に、７ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書になります。

内容につきましては、Ⅰ．事業活動によるキャッシュ・フローのその他の業務支出がマイナス７万９，９８０円、小計がマイナス７万９，９８０円です。利息の受取額７，８１２円で、事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス７万２，１６８円です。

Ⅳ．現金及び現金同等物増加額はマイナス７万２，１６８円です。

Ⅴ．現金及び現金同等物期首残高は３，５９３万１，２５５円でございます。

Ⅵ．現金及び現金同等物期末残高は３，５８５万９，０８７円でございます。

次に、８ページから９ページにかけまして、附属明細表として明細表の一覧を掲載しています。内容につきましては、さきの内容と同様になりますので省略させていただきます。

次に、１０ページをお開きください。

令和８年１月２６日に監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただいております。

以上が、令和７年度事業及び決算の報告の説明となります。

続きまして、紀美野町土地開発公社精算報告書について説明させていただきます。

１１ページをお開きください。

清算につきましては、令和７年度の理事の皆様を清算人に、理事長に代表清算人を担っていただき清算させていただきました。

１、紀美野町土地開発公社の清算手続きと残余財産の確定について。

９月１２日に県知事に解散の認可を受けて、清算の手続を開始しました。公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、計３回の官報公告を行い、債権の申し出がなかったため、残余財産が確定しました。

２の清算の状況については、１３ページの残余財産明細書で説明させていただきますので、１３ページを御覧ください。

１．解散時の財産及び負債の状況。

資産は、現金及び預金が３，５８５万９，０８７円で、特定土地が５６６万５，８９９円、完成土地が２，５８０万６，３９３円、総額が６，７３３万１，３７９円でございます。

２の清算期間中の収支状況でございます。

収入は、預金利息３万３，８６１円、支出については、公租公課費３万７，５００円で、令和７年度分の法人税でございます。広告宣伝費で１１万８，４３７円、これは官報へ３回掲載した掲載料でございます。委託料１０万５，９４０円は、先ほどの決算報告にもあった除草委託料の未払金の支払分となります。支出合計が２６万１，８７７円です。収支差引額がマイナス２２万８，０１６円となりました。

３の差引残余財産の額６，７１０万３，３６３円、合計になりますが、この内訳が現金及び預金が３，５６３万１，０７１円、特定土地５６６万５，８９９円、完成土地２，５８０万６，３９３円です。

１１ページに戻っていただきまして、３の清算事務の経過について、抜粋して説明させていただきます。

８月２０日に議会の可決をいただき、９月１日、県知事に解散の認可申請を行い、９月１２日に解散認可されました。その後、清算手続を行うこととなり、令和８年１月３０日、清算人会を開催し、了承を得ました。同日で、残余財産を紀美野町へ引き継ぎ、登記等の手続を行いました。２月１３日に県知事へ清算結了の届出を行ったことにより、清算についての全ての手続は完了となりました。

４、残余財産の処分方法及び清算結了になります。ここでは、紀美野町土地開発公社の残余財産を出資団体である紀美野町へ全て引き渡し、債権債務はないことを明記してございます。

以上、簡単ではございますが、紀美野町土地開発公社の経営状況及び清算結了の報告についての説明とさせていただきます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前　９時２６分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時３８分）

◎日程第６　議案第４号　専決処分の承認を求めることについて

（令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について）

◎日程第７　議案第８号　紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第６、議案第４号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について）及び日程第７、議案第８号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　　それでは、議案書の１ページをお開きください。

議案第４号、専決処分の承認を求めることについて。

令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

２ページを御覧ください。

専決処分書。

令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和８年１月２３日　紀美野町長　小川裕康

理由でございます。衆議院議員総選挙の事務執行に伴い、所要の補正を行う必要が生じたものでございます。

３ページを御覧ください。

令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）。

令和７年度紀美野町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，１６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０２億８，３２０万１，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１月２３日　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の３ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１５款国庫支出金、３項１目総務費国庫委託金１，１６０万円の増額補正で、衆議院議員選挙事務執行委託金でございます。

続きまして、歳出になります。

４ページをお開きください。

２款総務費、４項５目衆議院議員総選挙費１，１６０万円の増額補正で、１節報酬で、期日前投開票に係る立会人、管理者の報酬を計上してございます。

３節職員手当等で、超過勤務手当４６８万１，０００円でございます。

１０節需用費で、消耗品費１０６万８，０００円、燃料費６万１，０００円、食糧費３８万４，０００円、印刷製本費４８万５，０００円でございます。

１１節役務費で、電話料で８，０００円、郵便料で７０万５，０００円、選挙啓発チラシ折込手数料４万７，０００円、点検手数料２１万７，０００円でございます。

１２節委託料で、投票立会人派遣委託料４１万６，０００円、選挙公報配布業務委託料１３万２，０００円、ポスター掲示場作成設置撤去廃棄委託料２３９万８，０００円でございます。

１３節使用料及び賃借料で、施設使用料５万８，０００円、機器等借上料１７万４，０００円でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第４号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の１４ページをお開きください。

議案第８号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由でございます。職員の通勤実態に鑑み、通勤手当について通勤距離区分の上限を拡大し、支給額の適正を図るため、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

１５ページになります。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例。

紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

自動車等により通勤することが必要な職員の経済的負担に配慮し、遠距離通勤の実態に即した制度とするため、現在、片道２６キロメートル以上としている支給区分を見直し、他の距離区分と同様に２キロメートル刻みで新たに区分を設け、上限を片道３０キロメートルまで引き上げるものであります。

１６ページから１７ページにわたりまして、第１５条、通勤手当につきまして、第２項第２号中、自動車等を使用した距離について、今まで上限を２６キロメートル以上としておりましたが、２キロメートル刻みで、２６キロメートル以上２８キロ未満で１万５，２００円に、２８キロメートル以上３０キロメートル未満で１万６，２００円に、３０キロメートル以上で１万７，２００円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第８号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（総務課長　曲里充司　降壇）

◎日程第８　議案第５号　紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（七良浴　光）　日程第８、議案第５号、紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例

の制定について議題とします。

説明を求めます。

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　議案第５号の説明をさせていただきます。

議案書の６ページをお開きください。

議案第５号、紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由ですが、紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

７ページを御覧ください。

紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例。

第１条、紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は表中の下線部分である。

まず、第１条へ紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を追加してございます。

続いて、７ページから８ページにまたがります。第２条第１号、第２号及び第３号において、総合戦略の文言を付け加えたものでございます。

８ページを御覧ください。

第２条、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例は、廃止する。

第３条、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中の太枠部分であるということで、別表の現行において、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員、日額６，０００円の表記がありますが、これを削るものでございます。

附則としまして、この条例は令和８年４月１日から施行する。

以上が、条例の説明になります。なお、この趣旨につきましては、二つの計画を一体

化し、長期総合計画へ取り組むことで、これまで別々、また重複して記載されていた施策が一本の道筋として整理され、地域の将来像や目標が明確になります。

さらに、行政の業務効率化にもつながり、重複する業務は、資料作成の手間が省け、限られた人材や予算を有効活用することができると考え、提案させていただきました。

簡単ではございますが、紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例についての説明とさせていただきます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

◎日程第　９　議案第６号　紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第１０　議案第９号　紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第９、議案第６号、紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第１０、議案第９号、紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

黒﨑子育て推進課長。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　登壇）

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　それでは、私のほうからは、議案第６号と９号を併せて説明させていただきます。

それでは、議案書１０ページをお開きください。

議案第６号、紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由です。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

特定乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度は、こどもの育ちを応援するため、保護者の就労の有無にかかわらず、こども園などを月一定時間利用できる制度です。児

童福祉法において、現在、町内こども園においても、誰でも通園制度を運営しています。令和８年度から、子ども・子育て支援法の改正により、こども誰でも通園制度を実施する事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことに加えて、子ども・子育て支援法に基づく運営基準も満たしている必要があることから、これらの基準事項を定めるものでございます。特定乳児等通園支援事業の運営について、市町村は、内閣府令で定める基準に従い、運営基準を参酌して定めるものとされており、それに基づいて、当町の条例を制定いたします。

続きまして、１１ページをお願いいたします。

紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

第１条は本条例の趣旨、第２条は定義、第３条は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についてです。これにつきましては、基準府令の規定の例によるとしていますが、これは実施事業者が運営していくための基準を定めたものです。利用定員に関する基準や保護者への面談や記録整備等の規定に関することなどを定めたものとなります。

第４条は、この条例の定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることを規定した委任規定でございます。

附則でございます。この条例は、令和８年４月１日から施行いたします。

以上、誠に簡単ですが、議案第６号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の１８ページをお願いいたします。

議案第９号、紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について。

紀美野町児童館条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由です。児童の利用減少により、紀美野町吉見児童館を廃館とするため、紀美野町児童館条例の一部を改正するものでございます。

吉見児童館は、昭和５３年から開館し、地域の児童の居場所として長年活用されてきました。しかしながら、近年、吉見児童館を利用する児童の減少により、令和６年１０月から児童館を休館しており、今後も利用者の増加が見込めない状況であるため、令和８年３月末をもって廃館することとし、本条例を一部改正いたします。

続きまして、１９ページをお願いいたします。

紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について。

紀美野町児童館条例の一部を次のように改正します。なお、改正部分は、次の表中太い線の部分でございます。

紀美野町吉見児童館の廃館に伴い、第２条、児童館の名称及び位置を廃止するものでございます。

附則です。この条例は、令和８年４月１日から施行します。

以上、簡単ですが、議案第６号、第９号の説明とさせていただきます。

以上です。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　降壇）

◎日程第１１　議案第７号　紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　日程第１１、議案第７号、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

米田まちづくり課長。

（まちづくり課長　米田和弘　登壇）

○まちづくり課長（米田和弘）　それでは、議案書の１２ページを御覧ください。

議案第７号、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由でございますが、空き家活用住宅を増設することに伴い、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の改正を行うものでございます。

次の１３ページ御覧ください。

紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後の別表を御覧ください。

今回の改正により新たに追加する空き家活用住宅は、名称、希望ヶ丘１、所在地、小畑８３４番地６０、構造、軽量鉄骨造２階建、面積、１１７．９２平方メートル、使用

料、月額３万円を追加するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

この空き家活用住宅は、人口減少対策及び地域活性化対策を目的として実施する移住定住施策において、地域の空き家対策と併せ、移住者が改修せず、すぐ住める家を整備することで、人口減少、担い手確保などの地域課題対策に資するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第７号についての御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（まちづくり課長　米田和弘　降壇）

◎日程第１２　議案第１０号　紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　日程第１２、議案第１０号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

調月税務課長。

（税務課長　調月克久　登壇）

○税務課長（調月克久）　それでは、私からは、議案第１０号について御説明をさせていただきます。

議案書の２０ページをお開きください。

議案第１０号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由でございますが、国民健康保険事業の安定化のため、紀美野町国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

国民健康保険は、平成３０年度から県が国保事業の財政運営の主体となり、毎年、事業費納付金と標準保険税率が県から示されることとなり、それらを基に、本町の税率も改正をしております。

令和８年度の国民健康保険税率でございますが、資産割がなくなり、３方式となったこともあり、被保険者の負担を考慮し、令和１２年度の保険料県下統一に向けて、所得割と均等割で引き上げさせていただく改正となっております。

次に、２１ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

まず、第２条第２項につきましては、「及び資産割」が資産割廃止に伴い削除、第２条第３項、第２条第４項に関しましても、同様の理由により、「及び資産割額」が削除となる改正でございます。

次に、２２ページを御覧ください。

第３条第１項につきましては、医療分の所得割を１００分の８．０から１００分の８．２に引き上げる改正でございます。

次の第４条につきましては、医療分の資産割が廃止となることに伴い、条文を削除する改正でございます。

次の第５条につきましては、医療分の均等割額を現行の２万７，５００円から２万９，０００円に引上げとなる改正でございます。

次に、２３ページ上段の第６条につきましては、後期高齢者支援金分の所得割を１００分の２．６から１００分の３．０に引き上げる改正でございます。

次の第７条につきましては、後期高齢者支援金分の資産割が廃止となることに伴い、条文を削除する改正でございます。

次の第７条の２につきましては、後期高齢者支援金分の均等割額を現行の８，７００円から９，２００円に引き上げる改正でございます。

次に、第８条につきましては、介護納付金分の所得割を１００分の２．３から１００分の２．５に引き上げる改正でございます。

次の第９条につきましては、介護納付金分の資産割が廃止となることに伴い、条文を削除する改正でございます。

次の第９条の２につきましては、介護納付金分の均等割額を現行の９，１００円から９，６００円に引き上げる改定でございます。

次に、２３ページ下段の第２３条につきましては、第３条から第９条の２の改正に伴い、減額について同様に改正するものでございます。

２４ページから２５ページ、２６ページ上段にかけての第２３条第１項第１号は、７

割軽減に関する改正で、第１号中、アは、医療分の減額を１万９，２５０円から２万３００円、ウは、後期高齢者支援金分の減額を６，０９０円から６，４４０円に、オは、介護納付金分の減額を６，３７０円から６，７２０円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

２６ページ中段からの第２３条第１項第２号は５割軽減に関する改正で、第２号中、アは、医療分の減額を１万３，７５０円から１万４，５００円、ウは、後期高齢者支援金分の減額を４，３５０円から４，６００円に、オは、介護納付金分の減額を４，５５０円から４，８００円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

２７ページ下段からの第２３条第１項第３号は、２割軽減に関する改正で、第３号中、アは、医療分の減額を５，５００円から５，８００円、ウは、後期高齢者支援金分の減額を１，７４０円から１，８４０円に、オは、介護納付金分の減額を１，８２０円から１，９２０円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、２９ページ中段からの第２３条第２項につきましては、未就学児均等割の減額分を規定したものでございまして、第１号は医療分の均等割について、第１号中、アは、７割軽減を４，１２５円から４，３５０円、イは、５割軽減額を６，８７５円から７，２５０円に、ウは、２割軽減額を１万１，０００円から１万１，６００円、エは、軽減なしで１万３，７５０円が１万４，５００円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

３０ページ上段からの第２号は、後期高齢者支援金分の均等割について、第２号中、アは、７割軽減額を１，３０５円から１，３８０円、イは、５割軽減額を２，１７５円から２，３００円に、ウは、２割軽減額を３，４８０円から３，６８０円、エは、軽減なしで４，３５０円から４，６００円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、３０ページ中段からの第２３条第３項は、妊産婦の産前産後期間に係る保険税の軽減額を規定したもので、３１ページ上段の第２号は、医療分の均等割について、第２号中、アは、７割軽減額を単胎妊娠の場合は２，７５０円から２，９００円、多胎妊娠の場合は４，１２５円から４，３５０円に、イは、５割軽減額を単胎妊娠の場合は４，５８４円から４，８３４円、多胎妊娠の場合は６，８７５円から７，２５０円に、ウは、２割軽減額を単胎妊娠の場合は７，３３４円を７，７３４円に、多胎妊娠の場合は１万１，０００円を１万１，６００円、エは、軽減なしで、単胎妊娠の場合は９，１６７円から９，６６７円、多胎妊娠の場合は１万３，７５０円から１万４，５００円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

３１ページ下段からの第４号は、後期高齢者支援金分の均等割について、第４号中、アは、７割軽減額を単胎妊娠の場合は８２０円から９２０円、多胎妊娠の場合は１，３０５円から１，３８０円に、イは、５割軽減額を単胎妊娠の場合１，４５０円から１，５３４円、多胎妊娠の場合は２，１７５円から２，３００円に、ウは、２割軽減額を単胎妊娠の場合は２，３２０円から２，４５４円、多胎妊娠の場合は３，４８０円から３，６８０円、エは、軽減なしで、単胎妊娠の場合は２，９００円から３，０６７円、多胎妊娠の場合４，３５０円から４，６００円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

３２ページ下段からの第６号は、介護納付金の均等割について、第６号中、アは、７割軽減額を単胎妊娠の場合は９１０円から９６０円、多胎妊娠の場合１，３６５円から１，４４０円に、イは、５割軽減額を単胎妊娠の場合１，５１７円から１，６００円、多胎妊娠の場合２，２７５円から２，４００円に、ウは、２割軽減額を単胎妊娠の場合２，４２７円から２，５６０円、多胎妊娠の場合３，６４０円から３，８４０円、エは、軽減なしで、単胎妊娠の場合３，０３４円から３，２００円、多胎妊娠の場合は４，５５０円から４，８００円に軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

最後に、３３ページ下段の附則といたしまして、本条例は、令和８年４月１日から施行しようとするものでございますが、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第１０号の御説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いします。

（税務課長　調月克久　降壇）

◎日程第１３　議案第１１号　紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　日程第１３、議案第１１号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　それでは、議案第１１号について御説明させていただきます。

議案書の３４ページをお開きください。

議案第１１号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由は、令和８年４月１日より、国吉診療所及び長谷毛原診療所において診療体制が変更となるため、所要の改正を行うものであります。

具体的な理由としまして、国吉・長谷毛原診療所において、今年度末をもって医師が退職することとなりました。また、県の地域枠医師の派遣方針が見直され、地域枠医師のキャリア形成への影響を踏まえつつ、持続可能で安定的な医療体制を確保するため、令和８年度より県から僻地診療所へ直接医師の派遣を行うのではなく、県から僻地拠点病院へ、僻地拠点病院から僻地診療所へ医師が派遣されることとなりました。このため、診療所条例の職員の規定について、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第１０条、職員において、診療所で勤務する職員の職種を個別に規定していたものをその業務を執行するに必要な職員に改めるものでございます。

第１１条から次のページの第１４条において、それぞれの職種の業務内容について規定していたものを第１０条の改正に伴い、削るものでございます。

附則として、この条例は令和８年４月１日から施行することといたします。

以上、簡単ではございますが、議案第１１号についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（住民課長　森谷克美　降壇）

◎日程第１４　議案第１２号　紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

◎日程第１５　議案第１３号　紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　日程第１４、議案第１２号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について及び日程第１５、議案第１３号、紀美野町火災

予防条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

井川消防長。

（消防長　井川豊一　登壇）

○消防長（井川豊一）　それでは、議案第１２号及び議案第１３号の説明をさせていただきます。

議案書の３７ページをお開きください。

議案第１２号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正により、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されることに伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

議案書の３８ページを御覧ください。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第５条第２項第２号では、消防作業従事者等が当該作業に従事したことにより、死亡等した場合の補償基礎額の最低額を日額９，７００円から１万円に、また最高額の日額を１万４，５００円から１万５，０００円に改正をするものでございます。

第３項は、事故発生日において、扶養親族のある非常勤消防団員、または消防作業従事者等については前項の金額に、配偶者にあっては４３３円、２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までにあるこども、同じく孫、弟妹、６０歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者にあっては１人につき２１７円を加算して得た額を補償基礎額とするものでございます。

第４項は、別表の補償基礎額表について、階級と勤務年数による全区分において金額の改正がされております。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものとし、併せて必要となる経過措置について定めてございます。

以上、簡単ではございますが、議案第１２号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１３号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

議案書４１ページをお開きください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

提案理由でございますが、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令改正等に伴い、紀美野町火災予防条例の改正を行うものでございます。

４２ページを御覧ください。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

第７条の２は、簡易サウナ設備に関する基準を新たに規定するもので、従来のサウナ設備と特性が異なるテント型サウナまたはバレル型サウナを別の種類のものとし、位置づけられたことによるものでございます。

第１項第１号では、可燃性物品等からの離隔距離について、第２号では、熱源遮断装置を設けることについて、また、薪を熱源とする場合、消火器を設置することにより、熱源遮断装置の代替とすることができること、第２項では、簡易サウナ設備の基準について、第３条の炉及び第５条のストーブの基準を引用することを規定するものでございます。

第７条の３では、簡易サウナ設備が追加されたことに伴い、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備と定義されたことによる整理を行います。

続きまして、第２９条の７では、住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを追加します。

第４４条では、簡易サウナ設備について、相対的に火災の危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に、消防への届出を要することができるものでございます。

附則としまして、令和８年３月３１日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第１３号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

（消防長　井川豊一　降壇）

◎日程第１６　議案第１４号　町有財産の無償貸し付けについて

○議長（七良浴　光）　　日程第１６、議案第１４号、町有財産の無償貸し付けについて議題とします。

説明を求めます。

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　議案第１４号の説明をさせていただきます。

議案第１４号、町有財産の無償貸し付けについて。

次の用地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

貸付物件については、旧美里中学校で活用していた用地及び建物となります。用地としては、紀美野町野中４９４番地１の１万１，０１２平米と、６５番地の２の１２０平米の計１万１，１３２平米となります。建物は、校舎２棟、体育館１棟、倉庫３棟となります。校舎は鉄筋コンクリート造、２階建、１，１３２平米と、３階建、１，２１５平米の２棟です。屋内運動場は鉄筋コンクリート造、１階建で、７６０平米の１棟、倉庫は鉄骨造、１階建が５５平米と３３平米と２４平米の３棟となります。

貸付の相手は、和歌山県海草郡紀美野町真国宮５６番地、学校法人りら創造芸術学園理事長、山上範子でございます。

使用の目的、学校施設に供するためでございます。

貸付の期間は、令和８年６月１日から令和１７年３月３１日まで。

提案理由ですが、旧美里中学校の用地及び建物について、町有財産の無償貸付を行うものでございます。

統廃合によって使用しなくなった学校施設を民間活力により新たな学びの場として有効利用するとともに、地域の活性化に寄与するためでございます。りら創造芸術高等学校の施設として活用しつつ、この施設で中等部の開校を目指すということであります。

以上、簡単ではございますが、御審議いただきまして、原案のとおり御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○２番（中原和也）　　議長、議事進行を求めます。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　本議案は重要性が高く、議会として十分な審議を果たすためには、根拠資料が不足していると思います。十分な審議を行うために、判断材料が不足していると思うので、次の上げる、大きく分けて五つの資料を求めたいと思います。

１．財産価値の算定根拠、２．無償とした合理的理由、３．公募前提の公正性、４．事業継続性の財務根拠、５．将来リスクの整理、以上に関する資料提出を求めていただきたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　ただいま中原和也議員から、議事進行で、資料提供という発言がありました。この件につきましては、２７日の全員協議会で説明をしていきたいということで、小川町長のほうから申出を受けておりますので、ただいま御提案のありました資料についての提出を求めていきたいと思います。

それでよろしいですね。

○２番（中原和也）　　はい、お願いします。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和委員。

○１１番（美濃良和）　　議事進行については賛成者が要るんではないですか。その辺のところについて、運営をきっちりとしてもらいたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　動議もあるし、意見もあるしということでありますんで、私のほうで判断をさせていただきました。

◎日程第１７　議案第１５号　工事請負契約の変更について

◎日程第１８　議案第１６号　工事請負契約の変更について

○議長（七良浴　光）　　日程第１７、議案第１５号、工事請負契約の変更について及び日程第１８、議案第１６号、工事請負契約の変更について、一括議題とします。

説明を求めます。

中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　　それでは、私のほうから、議案第１５号、議案第１６号について御説明させていただきます。

議案書の４７ページをお開きください。併せて、議案参考資料の１ページ、２ページも御覧ください。

議案第１５号、工事請負契約の変更について。

令和６年度、令和５年災、国災第３０４－３５号、町道真国宮津川線宮前橋下部工外災害復旧工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

契約の内容でございます。変更前の契約金額９，２４０万円を１２８万８，１００円増額し、９，３６８万８，１００円に変更契約をお願いするものでございます。

この工事につきましては、令和５年６月２日豪雨により流出しました宮前橋の災害復旧で下部工と取付道路の工事を令和６年６月に契約し、進めているところでございます。

主な変更の理由につきましては、復旧する橋桁を架設する際に使用するクレーンの組立て・解体ヤードの施工箇所を変更したことによるものでございます。

参考資料２ページの平面図を御覧ください。

クレーンの規格を９０トンクレーンから１６０トンクレーンに変更したことにより、クレーンが移動する際、仮設道路上にある電気通信線に影響があるため、クレーンの組立て・解体ヤードを影響のない施工箇所近くへ変更したものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第１５号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１６号について御説明させていただきます。

議案書の４８ページをお開きください。併せて、議案参考資料の３ページ、４ページも御覧ください。

議案第１６号、工事請負契約の変更について。

令和６年度、令和５年災、国災第３０４－３５号、町道真国宮津川線宮前橋上部工災害復旧工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

契約の内容でございます。

変更前の契約金額８，２０３万５，８００円を３６５万６，４００円減額し、７，８３７万９，４００円に変更契約をお願いするものでございます。

この工事につきましては、先ほどと同じ理由で、令和５年６月２日豪雨により流出した宮前橋の災害復旧で、上部工の工事を令和６年１２月に契約し、進めているところで

ございます。

主な変更の理由につきましては、復旧する橋桁を架設する際に使用するクレーンの規格変更により、橋桁を支えるベント設備の設置数の減少に伴い、変更をするものでございます。

議案参考資料４ページの平面図を御覧ください。

クレーンの規格を９０トンから１６０トンクレーンに変更したことにより、橋桁を完成まで一時的に支えるための支保工であるベント設備の設置数が当初計画していた４基から１基へ変更したものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第１６号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

（建設課長　中前貴康　降壇）

◎日程第１９　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第２０　議案第１７号　教育委員会委員の任命の同意について

○議長（七良浴　光）　　日程第１９、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び日程第２０、議案第１７号、教育委員会委員の任命の同意について、一括議題とします。

説明を求めます。

小川町長。

（町長　小川裕康　登壇）

○町長（小川裕康）　　それでは、別冊の諮問事項を御覧いただきたいと思います。

１ページでございます。

諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現在、本町の人権擁護委員のうち１名が令和７年１２月３１日をもって辞任されたことに伴い、新たに委員候補者を推薦する必要が生じました。このたび推薦いたします仲岡みち子氏は、地域活動に積極的に取り組まれ、住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適任であると判断いたしましたので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の４９ページをお願いいたします。

議案第１７号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は河野孝、生年月日、住所は議案書に記載のとおりであります。

提案理由でございますが、令和８年３月１７日をもって任期が満了となるため、再任いたしたく提案を行うものでございます。

なお、略歴等は議案参考資料の５ページに記載のとおりであります。

以上、議案第１７号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（町長　小川裕康　降壇）

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩いたします。

休　憩

（午前１０時３９分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５０分）

◎日程第２１　議案第１８号　令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（七良浴　光）　　日程第２１、議案第１８号、令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）について議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　　それでは、議案書の５１ページをお開きください。

議案第１８号、令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）。

令和７年度紀美野町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億３,５８６万５,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０１億４,７３３万６,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。お配りしてございます補正予算の説明資料も併せて御覧いただきたいと存じます。

それでは、予算に関する説明書の７ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１１款地方交付税、１項１目地方交付税１億３，７２１万１，０００円の増額補正で、国の税収の上振れにより再算定が行われたことによる増額補正でございます。

１５款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金６７２万４，０００円の増額補正で、各実績見込みによるものでございます。

２項１目総務費国庫補助金２，７９６万３，０００円の減額補正で、町道釜滝柴目線道路改良事業の事業費確定見込みに伴う地方創生道整備推進交付金３，３６３万３，０００円の減額等、各実績見込みによる減額でございます。

２目民生費国庫補助金４６万６，０００円の減額補正で、地域子育て支援拠点事業の実績見込みにより、子ども・子育て支援交付金を減額するものでございます。

３目衛生費国庫補助金７５６万２，０００円の減額補正で、住宅市街地総合整備事業補助金の額の確定に伴う３７０万５，０００円の減額補正、合併処理浄化槽設置補助金の見込額に伴う循環型社会形成推進交付金３８１万２，０００円の減額補正でございます。

４目農林水産業費国庫補助金５６１万１，０００円の減額補正で、事業費確定見込みに伴う空き家対策総合支援事業補助金の減額補正でございます。

５目土木費国庫補助金２，５２８万８，０００円の減額補正で、道路メンテナンス事業費確定見込みに伴う減額補正でございます。

６目教育費国庫補助金１，６２０万８，０００円の減額補正で、スポーツ公園リニューアル事業へ充当の社会資本整備総合交付金の最終交付決定見込みに伴う減額補正でございます。

８ページになります。

１６款県支出金、１項１目民生費県負担金２５６万９，０００円の増額補正で、各実績見込みによるものでございます。

３目農林水産業費県負担金１，６１２万８，０００円の減額補正で、地籍調査事業負担金の確定に伴う減額補正でございます。

２項１目総務費県補助金６５万１，０００円の減額補正で、住宅耐震化促進事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

２目民生費県補助金４６万６，０００円の減額補正で、地域子育て支援拠点事業の実績見込みにより、子ども・子育て支援交付金を減額するものでございます。

３目衛生費県補助金３６７万４，０００円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の見込額の減に伴うものでございます。

４目農林水産業費県補助金６９０万円の減額補正で、各実績見込みによるものでございます。

８目教育費県補助金２９３万３，０００円の減額補正で、公立学校情報機器整備事業において、県から直接事業者に支払われることとなったための減額でございます。

９ページになります。

１７款財産収入、１項２目利子及び配当金１７１万７，０００円の増額補正で、各基金預金利子の増によるものでございます。

１９款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金で、１億１，０４０万６，５００円の減額補正から、７目上芝貞雄文化・教育振興基金繰入金１，７９６万４，０００円の減額補正まで、各基金繰入金の減額によるものでございます。

２２款町債、１項１目総務債で、過疎対策事業債で３３０万円の減額補正は、定住補助事業、長期総合計画策定事業及び防災行政無線保守事業に充当する過疎対策事業債の減額によるものでございます。

１０ページになります。

緊急防災・減災事業債２６０万円の減額補正と防災対策事業債１９０万円の増額補正は、Ｊアラート専用小型受信機更新事業に充当する緊急防災・減災事業債を減額し、防災対策事業債を増額するものでございます。

２目民生債７５０万円の減額補正で、過疎対策事業債６２０万円の減額補正は、在宅育児支援事業、総合福祉センター空調設備更新照明ＬＥＤ化改修事業及び高校生世代応援手当支給事業に充当する過疎対策事業債の減額によるものでございます。

辺地対策事業債１３０万円の減額補正は、長谷毛原健康センター照明ＬＥＤ化改修事業に充当する辺地対策事業債の減額によるものでございます。

３目農林水産業債２，９５０万円の増額補正で、合併特例債２，９５０万円の増額補正は、大角地区農道新設事業に充当する合併特例債の増額によるものでございます。

５目土木債１，８２０万円の減額補正で、過疎対策事業債１，９５０万円の減額補正は、町道釜滝柴目線改良事業の減額、道路メンテナンス事業の増額によるものでございます。

緊急自然災害防止対策事業債１３０万円の増額補正は、町道長谷国木原線落石防護事業に充当する緊急自然災害防止対策事業債の増額によるものでございます。

６目消防債７，８７０万円の減額補正で、合併特例債３，８８０万円の減額補正、緊急防災・減災事業債３，９９０万円の減額補正は、旧消防庁舎解体撤去事業による減額でございます。

７目教育債５，９７０万円の増額補正で、過疎対策事業債５，９７０万円の増額補正は、スクールバス運行事業、スポーツ公園リニューアル事業に充当する過疎対策事業債の増額によるものでございます。

８目災害復旧債１，４６０万円の増額補正で、過年単独災害復旧事業債１，４６０万円の増額補正でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出でございます。

歳出では、全般的に減額している項目が多くなってございます。この理由としまして、事業実施による実績額確定、または実績見込額による不用額の減額などを随所に計上してございますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

予算に関する説明書の１１ページをお開きください。

１款議会費、１項１目議会費３１３万５，０００円の減額補正で、決算見込みによる減額と、超過勤務手当１２万円の増額によるものでございます。

２款総務費、１項５目企画費１，５９８万２，０００円の減額補正で、委託料３６万８，０００円の増額は、事業費確定による長期総合計画策定業務委託料の減額、魅力発信デジタルコンテンツ等作成業務委託料の増額、１８節負担金、補助及び交付金では、各事業の確定見込みによる減額でございます。

１１目防災諸費４７１万５，０００円の減額補正で、住宅耐震改修事業補助金の実績見込みによる減額でございます。

１２ページにわたりまして、３項１目戸籍住民基本台帳費７７０万円の増額補正で、戸籍附票システムとコンビニ交付システム改修のため、電算システム改修委託料の増額補正でございます。

３款民生費、１項３目老人福祉費１５８万円の減額補正で、高齢者福祉・介護事業計画アンケート調査業務委託料の事業費確定見込みによる減額でございます。

４目障害者福祉費１，３００万円の増額補正で、介護給付費・訓練等給付費５２０万円、障害児給付費７８０万円のそれぞれ増額によるものでございます。

９目総合福祉センター管理運営費２６６万２，０００円の減額補正で、総合福祉センター空調設備更新照明ＬＥＤ化改修工事設計業務委託料の減額によるものでございます。

１０目長谷毛原健康センター管理運営費１３３万３，０００円の減額補正で、長谷毛原健康センター照明ＬＥＤ化改修工事の減額によるものでございます。

１１目国民健康保険事業費６０万６，０００円の減額補正、１２目介護保険事業費３１２万５，０００円の減額補正で、それぞれ特別会計への繰出金の実績見込みによるものでございます。

１３ページにわたりまして、１４目定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費２６０万円の減額補正で、定額減税補足給付金の確定見込みによる減額でございます。

２項１目児童福祉総務費５４０万円の減額補正で、パートタイム会計年度任用職員報酬１４０万円の減額、高校生世代応援手当及び在宅育児手当の実績見込みによる減額補正でございます。

４款衛生費、１項１目保健衛生総務費１，６９７万２，０００円の増額補正で、野上厚生病院への負担金の確定によるものでございます。

２目予防費１，４８０万円の減額補正で、各種予防接種委託料の減額によるものでございます。

４目環境衛生費７２０万１，０００円の減額補正で、老朽危険空家除却工事補助金の確定による減額と東部簡易水道事業会計補助金の増額、それから出資金の減額でございます。

５目成人保健対策費１７３万円の減額補正で、各種健診委託料の実績見込みによるものでございます。

７目診療諸費４０５万９，０００円の減額補正で、特別会計への繰出金の減額でございます。

１４ページでございます。

２項２目塵芥処理費１００万円の減額補正で、利用者数見込みによる戸別収集業務委託料の減額でございます。

３目し尿処理費１，１０２万４，０００円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の実績見込みによるものでございます。

５款農林水産業費、１項３目農業振興費６８２万５，０００円の減額補正で、各事業の実績見込みによるものでございます。

４目耕地総務費１０万円の減額補正で、特別会計への出資金の減額でございます。

６目地籍調査事業費３，６０４万円の減額補正で、実施見込みによるものでございます。

１５ページになります。

７目農業用施設整備事業費２，５６７万５，０００円の増額補正で、事業費確定見込みに伴う大杖上西池他１池洪水吐改修測量設計委託料５３２万５，０００円の減額、大角地区農道新設工事費３，１００万円の増額でございます。

２項１目林業総務費７０７万円の減額補正で、各事業の実施見込みによるものでございます。

４項１目山村振興総務費１，４７４万５，０００円の減額補正で、実績見込みによる減額となるものでございます。

１６ページになります。

６款商工費、１項１目商工振興費２００万円の減額補正で、実施見込みによるものでございます。

２目観光費３４４万９，０００円の増額補正で、パークゴルフ利用者数が回復しなかったことにより、ふれあい公園会計への繰出金を増額するものでございます。

７款土木費、２項２目道路橋りょう新設改良費７，８７０万８，０００円の減額補正で、それぞれ事業費確定見込みによる減額となるものでございます。

５項１目建設残土処理費７００万円の減額補正で、事業費確定見込みによる減額となるものでございます。

１７ページになります。

８款消防費、１項１目常備消防費９，２９６万２，０００円の減額補正で、旧消防庁舎を民間に譲渡したため、解体事業費が不要となったことにより減額するものでございま

す。

９款教育費、１項３目教育諸費１６６万１，０００円の減額補正で、事業費の確定によるものでございます。

２項２目教育振興費４３１万１，０００円の減額補正で、事業費確定見込みによる減額となるものでございます。

３項２目教育振興費２４万８，０００円の減額補正で、こちらも事業費の確定見込みによる減額となるものでございます。

４項１目社会教育総務費から、１８ページの１０款災害復旧費、１項２目河川災害復旧費まで、全て財源変更によるものでございます。

１２款諸支出金、１項１目財政調整基金費１億１，５４０万６，０００円の増額補正から、１９ページ、１１目地上デジタル放送中継施設基金費３万３，０００円の増額補正まで、各基金への積立金の増額補正でございます。

恐れ入りますが、議案書の５５ページをお開きください。

「第２表　繰越明許費補正」でございます。

追加するものは、２款総務費、１項総務管理費、事業名が魅力発信デジタルコンテンツ等作成事業、事業費は２，１０２万１，０００円。

３項戸籍住民基本台帳費、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等システム改修事業７７０万円。

５款農林水産業費、１項農業費、大角地区農道新設事業３，１００万円、大杖上西池他１池洪水吐改修事業２，２５０万円。

７款土木費、２項道路橋りょう費、長谷川改修事業２，６０８万円。

８款消防費、１項消防費、消防団第１３分団庫整備事業３，２１４万１，０００円、和歌山県消防救急デジタル無線整備事業１，５２９万４，０００円でございます。

５６ページになります。

「第３表　地方債補正」でございます。

変更するものは、辺地対策事業債で、限度額を１３０万円減額の９５０万円、過疎対策事業債では、限度額を３，０７０万円増額の９億１，１００万円に、一般単独事業債で限度額を４，８６０万円減額の４億５，７６０万円に、災害復旧事業債で限度額を１，４６０万円増額の２億２，５１０万円とするものでございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第１８号、令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（総務課長　曲里充司　降壇）

◎日程第２２　議案第１９号　令和７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

◎日程第２３　議案第２０号　令和７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）について

◎日程第２４　議案第２１号　令和７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

○議長（七良浴　光）　　日程第２２、議案第１９号、令和７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてから、日程第２４、議案第２１号、令和７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてまで、３議案を一括議題とします。

説明を求めます。

森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは、議案第１９号から議案第２１号の特別会計補正予算について御説明させていただきます。

議案書の５７ページをお開きください。

議案第１９号、令和７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）。

令和７年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５５万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億６，２８７万２，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書２３ページをお開きください。

予算説明資料は２２ページからとなります。

歳入でございます。３款県支出金、１項１目保険給付費等交付金で、２節特別交付金６４万１，０００円の減額です。特別交付金の額の確定によるものです。

４款財産収入、１項１目利子及び配当金で８万７，０００円の増額です。預金利息が増額となったものでございます。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金で６０万６，０００円の減額です。それぞれ額の確定によるものです。

２項１目財政調整基金繰入金で６０万６，０００円の増額です。歳入予算減額を補填するため、繰入れを行うものです。

次のページで、歳出でございます。

５款基金積立金、１項１目財政調整基金積立金で８万７，０００円の増額です。歳入の預金利息を基金へ積み立てるものです。

６款諸支出金、２項１目繰出金で６４万１，０００円の減額です。国民健康保険診療所事業特別会計へ繰り出す特別調整交付金の額の確定に伴う減額です。

続きまして、議案書の６１ページをお開きください。

議案第２０号、令和７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）。

令和７年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，９７１万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書２７ページをお開きください。予算説明資料は２４ページからとなります。

歳入でございます。

１款診療収入、１項１目外来収入で３５０万円の増額です。

１節国民健康保険診療収入で減額、そのほかについては保険料収入等の増額見込みによるものです。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金で４０５万９，０００円の減額、２目国民健康保険事業特別会計繰入金で６４万１，０００円の減額です。外来収入増額と歳出減額に伴う一般会計繰入金の減額及び国民健康保険特別調整交付金の額の確定に伴う減額です。

次のページで、歳出でございます。

２款医業費、１項３目医薬品衛生材料費で１２０万円の減額です。本年度の歳出見込みを勘案し、医薬材料費を減額するものです。

続きまして、議案書の６５ページをお開きください。

議案第２１号、令和７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）。

令和７年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億５，３２３万８，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書３１ページをお開きください。予算説明資料は２６ページからとなります。

歳入でございます。

１款保険料、１項１目後期高齢者医療保険料で１，５００万円の増額です。保険料の増収が見込まれることによるものです。

次のページで、歳出でございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目後期高齢者医療広域連合納付金で、同じく１，５００万円の増額です。歳入で増額となった保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第１９号から議案第２１号までの特別会計補正予算に係る御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（住民課長　森谷克美　降壇）

◎日程第２５　議案第２２号　令和７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について

○議長（七良浴　光）　　日程第２５、議案第２２号、令和７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について議題とします。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長　森谷善彦　登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦）　　それでは、議案書の６９ページをお願いします。

議案第２２号、令和７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）。

令和７年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，０６７万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億４９４万６，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

それでは、予算に関する説明書の３５ページをお開きください。

また、予算説明資料は２８ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。

保険給付費の減額に伴い、国、県等の負担分の減額補正をしております。

３款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金は４００万円の減額、２項１目調整交付金は２５０万円の減額、４款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金は６７５万円の減額補正です。

次に、５款県支出金、１項１目介護給付費負担金は４１２万５，０００円の減額補正です。

７款繰入金、１項１目介護給付費繰入金は３１２万５，０００円の減額、２項１目介護給付費準備基金繰入金は１７万６，０００円の減額補正でございます。

３６ページをお願いします。

歳出でございます。

２款保険給付費、１項１目居宅介護サービス給付費は、主に訪問介護の利用実績が見込みより少ないため５００万円の減額、３目施設介護サービス給付費においても介護老

人保健施設利用が見込みより少ないため２，０００万円の減額補正です。

４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金は４３２万４，０００円の増額補正で、給付費の減額に伴い積立てするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第２２号の説明といたします。よろしくお願いします。

（保健福祉課長　森谷善彦　降壇）

◎日程第２６　議案第２３号　令和７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（七良浴　光）　　日程第２６、議案第２３号、令和７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

説明を求めます。

吉見産業課長。

（産業課長　吉見將人　登壇）

○産業課長（吉見將人）　　それでは、議案書の７３ページをお開きください。

議案第２３号、令和７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第２号）。

令和７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１４８万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，７２７万１，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の３９ページをお開きください。

説明資料は３０ページとなりますので、併せて御覧ください。

２歳入でございます。

１款１項１目観光施設等使用料、１節のふれあい公園施設使用料で４７８万９，０００円の減額としてございます。理由でございますが、昨年度に続き、高齢化による利用者の減少、新規プレーヤーが増加しないこと、暑い日が続いたことによる利用控え、コロナ禍が明けても競技に復帰しない方が多いことなど、それから近隣市町村にパークゴ

ルフ場が増加し、利用者の分散が起こっていることなどが要因にあると考えてございます。このことから、新規プレーヤーを増やすため、芝生広場でホールインワンチャレンジ、キャンプ場の利用者にパークゴルフへの呼び込み、ふれあい公園やサービスエリアでのパンフレットの配布、親睦会で利用していただくため、中小企業を回るなどして取り組んできましたが、増加にはつながってございません。

全国的にパークゴルフプレーヤーが減少し、パークゴルフ場の閉鎖が続いてございますが、新聞によりますと、コロナ禍や猛暑により一時的に競技をやめていた方が復帰しないこと、働く高齢者の増加、定年延長により新規プレーヤーが増加しないことが要因だとされてございました。

このことから、当町では、昨年よりパークゴルフ人口が増加している韓国からの誘客に取り組んでございまして、昨年は募集期間が遅くなったので２回しか募集はできてございませんが、２回で４３名のツアー客を呼び込むことができました。今後におきましても、継続的に韓国からの誘客につなげることができるよう取り組みたいと考えてございます。

続きまして、その下の２目農林業施設使用料で１４万円を減額してございます。こちらも、ふれあい館への来客が減少したことによるものでございます。

次に、２款１項１目一般会計繰入金で３４４万９,０００円の増額でございます。これは売上げ減少により、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、４０ページを御覧ください。

歳出でございます。

１款１項１目一般管理費、１２節の委託料で１４８万円の減額で、ふれあい公園の施設清掃委託料の事業の実績見込みにより減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第２３号、令和７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長　吉見將人　降壇）

◎日程第２７　議案第２４号　令和７年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）について

◎日程第２８　議案第２５号　令和７年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第４号）について

◎日程第２９　議案第２６号　令和７年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（七良浴　光）　　日程第２７、議案第２４号、令和７年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）についてから、日程第２９、議案第２６号、令和７年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第４号）についてまで、３議案を一括議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

（水道課長　長生正信　登壇）

○水道課長（長生正信）　　それでは、議案書の７７ページをお開きください。

議案第２４号、令和７年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）について御説明させていただきます。

お手数ですが、予算に関する説明書４３ページ、実施計画明細書を併せて御覧ください。説明資料は３２ページからとなっております。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、本年度予定しておりました県道奥佐々阪井線道路改良に伴う工事につきましては、県工事の進捗により工事が延期となったため、全額減額するものでございます。

第３条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第１款、農業集落排水事業収益の総額を１８３万７，０００円減額し、２，７５８万８，０００円と定めるもので、第２項、営業外収益で１８３万７，０００円減額し、１，９３４万６，０００円とするものでございます。

また、支出の第１款、農業集落排水事業費用の総額を２１２万５，０００円減額し、３，５７０万６，０００円と定めるもので、第１項、営業費用２１２万５，０００円減額し、３，４９６万１，０００円とするものでございます。

補正内容といたしまして、収入で、１款２項２目国庫補助金の減額は、委託料の減額に伴い、１００％補助であるため、１８４万１，０００円の減額です。

４目長期前受金４，０００円につきましては、今年度、工事が延期となったことにより、除却を行わなかったことで発生したものでございます。

支出につきましては、１款１項３目１１節委託料で、維持管理適正化計画策定業務委託料の請負差額として１８４万１，０００円の減額、今年度予定していた建設改良工事が延期となったことで、５目資産減耗費の２９万７，０００円の除却費がなくなり、４目の減価償却費で通常分として償却費１万３，０００円が発生したものでございます。

第４条、資本的収入及び支出の補正。

先ほど申し上げましたとおり、県道奥佐々阪井線の道路改良に伴う下水道管の移設につきましては、県工事の進捗により実施できなかったため、収入及び支出の５００万円の減額でございます。

第５条は、企業債借入れについて定めたもので、建設改良に要する公営企業債１５０万円を減額するものでございます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和７年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の７９ページをお開きください。

議案第２５号、令和７年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第４号）について御説明させていただきます。

お手数ですが、予算に関する説明書５１ページ、実施計画明細書を併せて御覧ください。説明資料は３６ページからとなっております。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、工事費の減額補正を行っております。町道釜滝柴目線につきましては１，７００万円の減額です。当初計画では、道路工事が未施工であったため、断水等のリスクも考慮し、２ルートでの配管計画を行っていましたが、工事の進捗により、今後の工程等を現場協議し、再測量を行い、効率的な布設替えが可能となったことで、事業費の減額となりました。また、水道管工事は道路工事に合わせ実施するもので、道路工事が繰り越されたことにより配水管の布設替工事２，３００万円も全額繰り越すものでございます。

次に、国道３７０号一ノ瀬橋及び滝宮橋の工事につきましては、県の工事の進捗状況から延期となり、全額減額です。毛原簡易水道の新水源工事につきましては、請負差額や精算により５００万円の減額です。

第３条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第１款、水道事業収益の総額を１１９万８，０００円減額し、２億１，３５８万４，０００円と定めるもので、第２項、営業外収益で１１９万８，０００円減額し、１億３，９４８万５，０００円とするものでございます。

また、支出の第１款水道事業費用の総額を２８９万２，０００円減額し、２億３，９２２万８，０００円と定めるもので、第１項、営業費用２８９万２，０００円減額し、２億２，８８４万１，０００円とするものでございます。

補正内容といたしまして、収入で、１款２項３目他会計補助金で４０万円の増額につきましては、建設改良費等の減により仮決算を行ったところ、２項６目消費税の還付収入が１８０万円減少したことによるものです。

２項４目長期前受金戻入２０万２，０００円の増加は、工事の延期により、資産の除却を行わなかったために、長期前受金が発生したものでございます。

支出につきましては、１款１項１目原水及び浄水費で、水質検査委託料で請負差額により１４０万円の減額、工事が延期になったことにより資産減耗がなくなり、６目の除却費１６９万４，０００円を減額し、これにより、５目で通常分としての減価償却費２０万２，０００円の費用が発生するものでございます。

第４条、資本的収入及び支出の補正。

第１款資本的収入の総額を６，１００万円減額し、９，１５７万３，０００円と定めるもので、１項企業債で、工事費の減額に伴い、借入金１，６６０万円を減額し、４，６５０万円とし、２項建設改良費に伴う他会計出資金として、一般会計補助金を１０万１，０００円減額し、３，３６０万８，０００円とし、工事負担金は、布設替えに伴う補償金４，４２９万９，０００円減額し、１，１４６万５，０００円とするものでございます。

支出の第１款資本的支出の総額を６，１００万円減額し、９，１５７万３，０００円と定めるもので、１項建設改良費では、先ほど述べましたとおり、工事費６，１００万円を減額し、５，８００万円とするものでございます。

第５条は、企業債の借入れについて定めたもので、補正内容といたしまして、工事費の減額に伴い、借入限度額を公営企業債で８３０万円減額し、２，３３０万円に、過疎対策事業債も８３０万円減額し、２，３２０万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

第６条は、他会計補助金として、一般会計補助金を４０万円増額し、４，２８５万４，

０００円に改めるものでございます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和７年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の８１ページをお開きください。

議案第２６号、令和７年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第４号）について御説明させていただきます。

お手数ですが、予算に関する説明書６１ページ、実施計画明細書を併せて御覧ください。説明資料は４０ページからとなっております。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、本年度予定しておりました国道３７０号歩道整備に伴う工事については、県の進捗状況から延期となり、全額減額です。

第３条、収益的支出の補正。

第１款水道事業費用の総額を１７３万５，０００円減額し、１億８，２７９万５，０００円と定めるもので、第１項営業費用を４９１万５，０００円減額し、１億４，５１５万８，０００円とし、第２項営業外費用で３１８万円増額し、３，１６３万７，０００円とするものでございます。

補正内容といたしまして、建設改良工事の延期により、１款１項６目で資産の減耗が行われなくなったことで５０４万７，０００円を減額し、通常分として、５目減価償却費で１３万２，０００円が発生するものでございます。

２項２目消費税及び地方消費税は、今年度の仮決算の見込みにより再計算したところ、３１８万円の増額でございます。

第４条、資本的収入及び支出の補正。

予算第４条の本文括弧書に記載しておりました地方消費税資本的収支調整額については、建設改良工事がなくなったことにより削除し、不足額の全額の１，３６９万３，０００円を過年度分損益勘定留保資金で補塡することに改めるものでございます。

資本的収入及び支出の予算につきましても、建設改良工事が延期により、企業債の借入れ及び建設改良費、それぞれ５００万円を減額するものでございます。

第５条は、企業債の借入れについて定めたもので、事業の延期により、第５条を削除するものでございます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和７年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（水道課長　長生正信　降壇）

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩いたします。

休　憩

（午前１１時４３分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時　０分）

◎日程第３０　議案第２７号　令和８年度紀美野町一般会計予算について

○議長（七良浴　光）　　日程第３０、議案第２７号、令和８年度紀美野町一般会計予算について議題とします。

それでは、歳入全般及び歳出、第１款から２款について説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　　それでは、令和８年度紀美野町予算書の１ページをお開きください。

議案第２７号、令和８年度紀美野町一般会計予算。

令和８年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８５億３，５３０万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定により、一時借入金の借入れの最高

額は１０億円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

令和８年度予算に関する説明書の３ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、目を中心に説明を申し上げます。なお、金額の比較は、前年度の当初予算額との比較した額を申し上げます。また、予算説明資料も別冊で添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと存じます。

それでは、説明させていただきます。

１款町税、１項１目個人では前年度の当初比較３９１万９，０００円増額の２億５，７１８万３，０００円の計上で、賃上げの影響により個人所得の増加を見込んでおります。

２目法人では、６２万円減額の１，９８６万１，０００円の計上でございます。

２項１目固定資産税では、１０万２，０００円減額の３億７，８７４万５，０００円の計上でございます。

２目国有資産等所在市町村交付金では、３万５，０００円減額の２１５万２，０００円の計上でございます。

３項軽自動車税、１目の種別割は１９万円増額の３，８５０万円を、２目の環境性能割は３６０万５，０００円減額の４４万２，０００円で、令和８年３月３１日をもって環境性能割の廃止のためでございます。

４ページを御覧ください。

４項１目の市町村たばこ税は、２００万円減額の３，１００万円の計上で、たばこの購入数の減少のためでございます。

次に、２款地方譲与税、１項１目の地方揮発油譲与税は、２４０万円減額の１，３６０万円の計上で、ガソリンの暫定税率廃止に伴うものでございます。

２項１目自動車重量譲与税は、前年度と同額の４，８００万円の計上でございます。

３項１目の森林環境譲与税は、１５４万４，０００円減額の４，４７１万円の計上で、国の配分額の減のためでございます。

３款利子割交付金、１項１目利子割交付金は、前年度と同額の３０万円の計上でございます。

４款配当割交付金、１項１目の配当割交付金は、前年度と同額の３００万円の計上でございます。

５ページでは、５款株式等譲渡所得割交付金、１項１目の株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額の３００万円の計上でございます。

６款法人事業税交付金、１項１目の法人事業税交付金は、前年度と同額の１，０９０万円の計上でございます。

７款地方消費税交付金、１項１目の地方消費税交付金は５００万円増額の１億９，０００万円で、物価高騰の影響により、消費税納税額の増加見込みによるものでございます。

８款ゴルフ場利用税交付金、１項１目のゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の３，０００万円の計上でございます。

９款環境性能割交付金、１項１目の環境性能割交付金は、１，２０２万８，０００円減額の１，０００円の計上で、環境性能割の廃止によるものでございます。

６ページにわたりまして、１０款地方特例交付金、１項１目の地方特例交付金は、１，３２６万６，０００円増額の１，５７９万６，０００円の計上で、ガソリン暫定税率の廃止による地方揮発油譲与税及び環境性能割廃止に伴う令和８年度自動車税、軽自動車税の減収について、地方特例交付金により全額を補塡されることによるものでございます。

２項１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金は、２７万５，０００円の減額の２２万５，０００円の計上でございます。

１１款地方交付税、１項１目地方交付税は、１，０００万円減額の４０億２，０００万円の計上でございます。

１２款交通安全対策特別交付金、１項１目の交通安全対策特別交付金は、４万１，０００円減額の６０万９，０００円の計上でございます。

１３款分担金及び負担金、１項１目の農林水産業費分担金は、５５万円増額の１６０万円の計上でございます。

２目土木費分担金では、３２万５，０００円増額の１２５万円の計上で、小規模がけ崩れ対策事業分担金の増額によるものでございます。

７ページでは、２項１目総務費県補助金で、地上デジタル放送難視聴対策事業加入金

で、前年度と同額の１５万円の計上でございます。

２目の民生費負担金は、９５万１，０００円増額の６０８万７，０００円の計上で、老人施設入所者負担金において自己負担金の増加見込みによるものでございます。

１４款使用料及び手数料、１項１目の民生使用料は、前年度と同額の２２万５，０００円の計上でございます。

２目農林水産業使用料は、３６万２，０００円増額の２２３万６，０００円の計上で、移住定住推進空き家活用住宅の使用料増加によるものでございます。

３目の土木使用料は、８万１，０００円増額の３，４８０万７，０００円の計上でございます。

８ページにわたりまして、４目の教育使用料は、２２０万２，０００円減額の４２７万８，０００円の計上で、令和８年度よりスポーツ公園の指定管理制度導入によるものでございます。

２項１目の総務手数料は、１９万円減額の３３１万８，０００円の計上です。

２目衛生手数料は、７万３，０００円減額の１，３２８万８，０００円の計上です。

３目土木手数料は、１，０００万円減額の４，０１８万４，０００円の計上で、建設残土処理場の搬入量減少見込みのため、処理手数料減額によるものでございます。

４目の消防手数料は、前年度と同額の１万円の計上でございます。

９ページにわたりまして、１５款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金では、１，０５７万９，０００円増額の２億８，８７８万４，０００円の計上で、障害者自立支援給付費負担金で４９５万円、障害児入所給付費等負担金３８０万円の増によるものでございます。

２目衛生費国庫負担金は、前年度と同額の２４万円の計上です。

３目の災害復旧費国庫負担金は、１４８万円減額の１億４，７６８万円の計上で、町道上ケ井東原線地すべり災害復旧事業によるものでございます。

２項１目の総務費国庫補助金は、４億２，９５１万円減額の６，３６８万円の計上で、町道釜滝柴目線改良事業に係る地方創生道整備推進交付金４億３，３９６万３，０００円の皆減が主な要因となっております。

２目の民生費国庫補助金では、５，５８５万８，０００円増額の９，０６５万円の計上で、総合福祉センター空調設備更新照明ＬＥＤ化改修事業の既存建築物省エネ化推進事業費補助金５，０００万円の増額によるものでございます。

１０ページでは、３目の衛生費国庫補助金は、７万７，０００円減額の１，４８１万９，０００円の計上です。

４目農林水産業費国庫補助金は、１３０万円減額の１，０３０万円の計上で、移住定住推進空き家改修事業によるものでございます。

５目の土木費国庫補助金では、１，１２２万８，０００円減額の２，９９８万６，０００円の計上で、道路橋梁の点検箇所及び修繕内容の変動に伴うもので、道路メンテナンス事業補助金１，１２２万８，０００円減が主なものでございます。

６目の教育費国庫補助金では、３，４９７万３，０００円増額の２億６，０４５万１，０００円の計上で、紀美野中学校体育館空調設置工事に係る学校施設環境改善交付金３，５００万円の増が主な要因となっております。

３項１目総務費国庫委託金は、１，４５０万５，０００円減額の２１万１，０００円の計上で、参議院議員通常選挙執行委託金の減でございます。

２目の民生費国庫委託金は、２４万６，０００円減額の２５１万６，０００円の計上です。

１１ページでは、消防費国庫委託金では、前年度、消防団の力向上モデル事業委託金を計上していたため、また教育費国庫委託金についても、部活動の地域移行に向けた実証事業委託金を計上していたため、それぞれ廃目整理となっております。

１６款県支出金、１項１目の民生費県負担金は、８５５万３，０００円増額の１億９，５６３万６，０００円の計上で、主なものとしましては、障害者自立支援給付費負担金２４５万７，０００円、障害児入所給付費等負担金１９０万円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金３９３万４，０００円が増となることが主な要因です。

２目の衛生費県負担金は、前年度と同額の１２万円を計上しております。

３目の農林水産業費県負担金は、１８０万円増額の６，９００万円の計上です。

１２ページにわたりまして、２項１目の総務費県補助金は、１万７，０００円減額の３９２万４，０００円の計上です。

２目の民生費県補助金では、１，３７８万９，０００円増額の６，７６８万９，０００円の計上で、重度訪問介護利用促進市町村支援事業費補助金５３２万５，０００円、中央児童館外構改修工事に係る次世代育成支援対策施設整備交付金４２１万９，０００円の増が主な要因です。

１３ページにわたりまして、３目の衛生費県補助金では、３４５万円増額の１，０５

６万７，０００円の計上で、太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金４１０万円を計上してございます。

４目の農林水産業費県補助金では、３６１万２，０００円減額の３，３６１万２，０００円の計上で、中山間地域等直接支払交付金２３６万５，０００円の減額が主な要因となっております。

５目の商工費県補助金は６０万６，０００円増額の６２万５，０００円の計上で、韓国交流パークゴルフ大会開催を予定しており、地域づくり支援事業補助金６０万円を計上してございます。

６目の土木費県補助金は、１，０００円増額の４万２，０００円の計上です。

７目の消防費県補助金は、１０万５，０００円減額の１７８万９，０００円の計上で、石油貯蔵施設立地対策等交付金で、貯蔵量減少による配分額の減少によるものでございます。

１４ページにわたりまして、８目教育費県補助金は、２，５５２万３，０００円増額の３，０７６万１，０００円の計上で、部活動の地域展開等に向けた実証事業補助金１，８７６万７，０００円の増が主な要因となっております。

３項１目の総務費県委託金では、６８３万４，０００円減額の１，２１４万１，０００円の計上で、指定統計調査委託金の減が主な要因となっております。

２目の民生費県委託金は、２万１，０００円減額の９，０００円の計上です。

１７款財産収入、１項１目の財産貸付収入は、３万１，０００円増額の１，３１８万円の計上です。

１５ページにわたりまして、２目の利子及び配当金は、４０８万４，０００円増額の８５８万７，０００円の計上で、預金利息の上昇によるものでございます。

２項１目の物品売払収入及び２目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額のそれぞれ１，０００円の計上です。

１８款寄附金、１項１目の一般寄附金は、前年度と同額の１，０００円の計上です。

２目のふるさとまちづくり応援寄附金は、前年度と同額の２億円を計上してございます。

３目の企業版ふるさと納税寄附金は、３０万円減額の３０万円を計上で、近年の寄附実績を考慮したものでございます。

１９款繰入金、１項１目の財政調整基金繰入金は、１億８，６２２万５，０００円増額

の６億５，８５７万５，０００円の計上で、所要の一般財源を確保するものでございます。

２目減債基金繰入金は、６４２万円増額の１，３８４万６，０００円で、臨時財政対策債の償還に充てられます。

３目ふるさとまちづくり応援基金繰入金は、１，９６２万１，０００円減額の１億２，９３２万４，０００円の計上で、高齢者タクシー等補助事業や小中学校給食費無償化事業などに充てられます。

１６ページにわたりまして、４目中山間ふるさと・水と土保全対策基金繰入金は、１２０万円増額の３２０万円の計上でございます。

５目森林環境譲与税基金繰入金は、１，４１０万３，０００円増額の６，０９１万４，０００円の計上で、自伐型林業の支援制度の新設などによるものでございます。

６目公共施設等整備基金繰入金は８，５９８万５，０００円減額の４，３９９万２，０００円の計上で、町道補修及び舗装生活関連工事事業や総合福祉センター、自家発電設備設置事業などに充てられます。福祉基金繰入金、上芝貞雄文化・教育振興基金は廃目整理となります。

２０款繰越金、１項１目の繰越金は、前年度と同額の５００万円を計上してございます。

２１款諸収入、１項１目の延滞金は、前年度と同額の３０万円を計上してございます。

２項１目の町預金利子は、４０万円増額の５０万円の計上で、預金利子の上昇によるものでございます。

続いて、１７ページから１８ページにわたりまして、３項１目の雑入では、３，４４３万２，０００円減額の５，２６６万９，０００円の計上で、自治体システム標準化、ガバメントクラウドへの移行が完了したため、デジタル基盤改革支援補助金３，５９９万６，０００円の皆減が要因となっております。

４項１目民生費受託事業収入は、３９４万１，０００円増額の５１６万１，０００円の計上で、こども園広域入所受入人数の増加によるものでございます。

５項１目の貸付金元利収入については、前年度と同額の２４万円を計上してございます。

２２款町債、１項１目の総務債は、１，２３０万円減額の４，３４０万円の計上で、過疎対策事業債で防災行政無線保守事業や、定住促進補助事業などに充てられます。また、公共施設等適正管理推進事業債については、旧毛原保育所解体撤去事業に充てられます。

２目の民生債は、１億５，８９０万円増額の２億３，７６０万円の計上で、過疎対策事業債で子ども医療費助成事業等に充てられます。

３目の衛生債は、５５０万円の皆増で、過疎対策事業債で五色台広域施設組合施設建設負担金の火葬炉設備更新分に充てられます。

４目の農林水産業債は、６，４２０万円減額の２，８００万円の計上で、緊急自然災害防止対策事業債で埋谷中池及び奥池洪水吐改修事業に充てられます。

５目の商工債は、前年度と同額の５００万円の計上で、過疎対策事業債でシルバー人材センター助成事業に充てられます。

１９ページでは、６目土木債は、６億１，３５０万円減額の５，２８０万円の計上で、過疎対策事業債で道路メンテナンス事業等に、また緊急自然災害防止対策事業債では長谷川改修事業に充てられます。

７目の教育債は、１億３，６９０万円増額の３億４，９４万円の計上で、スポーツ公園リニューアル事業等に充てられます。

８目の災害復旧債は、１億３，１９０万円減額の６，６４０万円の計上で、災害復旧事業債で町道上ヶ井東原線道路災害復旧工事等に充てられます。

消防債は、前年度旧消防庁舎解体撤去事業及び消防団第１３分団庫整備事業などのため、廃目整理となってございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の１款、２款で総務課関係予算の説明に移らせていただきます。

予算に関する説明書の２０ページをお開きください。予算説明資料は２９ページからとなってございます。

それでは、１款議会費、１項１目の議会費では、２８２万６，０００円の減額の７，８９１万８，０００円の計上です。主な要因といたしましては、人件費の減によるものでございます。

予算に関する説明書の２１ページから２４ページにわたりまして、２款総務費、１項１目の一般管理費では、３，３０６万５，０００円の増額の３億３，６７１万２，０００円の計上です。この予算につきましては、人件費と庁舎の維持管理関係の費用が主なものとなってございます。一般管理費で計上している一般職及び会計年度任用職員の人件費の増によることが主な要因となってございます。

２５ページでは、２目の文書広報費で３１万７，０００円増額の１，３７４万９，００

０円を計上してございます。

３目の会計管理費では、２７９万7,０００円増額の７２０万1,０００円を計上してございまして、新たに会計年度任用職員を雇用するため増額となったものでございます。

２６ページ下段から２８ページにわたって、５目企画費の中で、地上デジタル放送に関する経費1,０８１万9,０００円を計上してございます。

２８ページ下段から２９ページにわたりまして、６目の電子計算費2,０２５万4,０００円増額の１億5,４７２万8,０００円の計上でございます。ガバメントクラウドネットワーク移行に伴い、システム使用料、保守料の増加、また、内部システムの更新に係る委託料等により増額となっております。

３０ページ下段から３１ページにわたりまして、８目の自治振興費で、1,８３１万1,０００円減額の7,４２５万3,０００円の計上です。総務課所管では、前年度に各集会所のＬＥＤ化が完了したため、予算の減額となったものでございます。

３２ページにわたりまして、９目の交通安全対策費では、１万2,０００円減額の４６１万9,０００円を計上してございます。道路反射鏡の設置工事や防犯灯設置及び修理補助金を計上してございます。

１０目の諸費では、4,０００円減額の１２７万3,０００円の計上となっております。

３２ページ下段から３４ページにわたりまして、１１目防災諸費では、１３５万4,０００円減額の5,５１６万8,０００円を計上してございます。減額要因といたしましては、防災行政無線の蓄電池の交換が最終年度を迎え、交換個数が減少したため、減額となったものでございます。

３５ページにわたりまして、１２目の人権推進費では９７１万2,０００円増額の1,３６３万3,０００円の計上してございます。増額要因といたしましては、予算科目の見直しにより、職員人件費を新たに計上したためとなってございます。

少しページが飛びまして、３８ページの下段から３９ページをお開きください。

４項選挙費、１目の選挙管理委員会費は、１０万4,０００円増額の４３万2,０００円を計上をしてございます。

４０ページです。

６項１目の監査委員費につきましては、前年度と同額の２８万6,０００円を計上してございます。

以上、１款、２款の総務課関係の予算の説明とさせていただきます。

（総務課長　曲里充司　降壇）

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　それでは、私からは、歳出の２款総務費のうち、企画管財課に関係する主な予算について御説明をさせていただきます。

令和８年度予算に関する説明書の２２ページをお開きください。予算説明資料では、３１ページからになります。

まず、２２ページの２款総務費、１項１目一般管理費です。ここでは企画管財課の庶務に係る経費と、役場庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上しています。

まず、１０節需用費の消耗品費１９９万４，０００円の中には、企画管財課が購入するコピー用紙並びに一般事務用品１２２万円が含まれております。

次に、燃料費３００万３，０００円の中には、本庁舎の冷暖房用ＬＰガス２７１万４，０００円が含まれております。

次に、印刷製本費２１０万３，０００円の中には、コピー料金並びに業務に使用する封筒等の印刷費として１８０万９，０００円が含まれております。

次に、電気料３６０万円につきましては、役場本庁舎に係る使用料となります。

次に、２３ページをお開きください。

１１節役務費、電話料１５９万６，０００円につきましては、本庁舎の電話料金となります。

次に、１２節委託料です。ここには主に役場本庁舎の設備機器等の維持管理に係る各種委託料を計上しております。その増額しているものとしましては、施設清掃委託料１５２万３，０００円は、庁舎の定期清掃について、今まで職員が担っていたトイレ、廊下等の清掃業務をアウトソーシングするための経費として、８９万３，０００円を増額しております。

続いて、２４ページをお開きください。

１３節使用料及び賃借料のうち、借地料４３２万１，０００円につきましては、役場本庁舎及び中央公民館の敷地と駐車場の借地料となります。

機器等借上料２６９万８，０００円のうち、２５３万２，０００円が本庁舎の照明器具のＬＥＤのリース代となります。

１７節備品購入費、施設用備品ということで、９０２万円につきましては庁舎の電話

交換設備が老朽化のため買換えをするための経費として計上しております。

続いて、２６ページをお開きください。

４目の財産管理費でございます。ここでは町が管理する建物等の財産の維持管理に伴う経費を計上しております。

２６ページの１１節役務費のうち、火災保険料６９９万1,０００円つきましては、役場庁舎、集会所、学校など、町が所有する２１２施設が保険の対象となっております。

続いて、自動車損害保険料３５５万円につきましては、町が所有する公用車１４２台分に係る保険料となります。

次に、１３節使用料及び賃借料でございますが、借地料１８４万5,０００円につきましては、昨年度より１１１万円の増額となっております。主な要因としては、旧美里中学校が普通財産になることに伴い、借地料を教育費からこちらに科目替えしたことによるものでございます。

次に、１２節委託料、旧毛原保育所解体撤去工事設計監理業務委託料２５７万4,０００円及び１４節の工事請負費の旧毛原保育所解体撤去工事費1,３６４万円につきましては、毛原宮地区にある旧毛原保育所の建物を撤去するための費用として計上しております。

次に、１７節備品購入費、施設用備品１４０万円です。かじか荘の施設備品で、老朽化している業務用全自動炊飯器を買い換える費用として計上しております。

続いて、5目企画費です。１節の報酬は、長期総合計画審議会委員、それから道の駅検討委員会委員の報酬及びＤＸ推進関係のＣＩＯ補佐官の報酬で、合計１１２万8,０００円を計上しております。

２節給料、３節職員手当等、４節共済費ですが、職員人件費として9名分となります。合計6,３６９万2,０００円となります。

次に、１２節委託料のうち、施設管理委託料９５７万円、これにつきましては、かじか荘の指定管理料となります。

次のその下、ふるさと納税支援業務委託料１億円、これにつきましては、ふるさと納税に関する業務を委託するものです。

その下になります。長期総合計画策定業務委託料３１０万8,０００円につきましては、令和７年度から始めている２か年で策定する第３次長期総合計画整備の委託料となります。令和８年度末に完成予定としております。

続いて、２８ページをお開きください。

１３節使用料及び賃借料のうち、システムソフト等使用料５４３万6,０００円のうち、主なものにつきましては、公共施設マネジメントシステム１１４万9,０００円、ＬｏＧｏフォーム１０２万1,０００円、ＬｏＧｏチャット9万5,０００円、ＲＰＡシステムで１３３万4,０００円となります。

１８節負担金、補助及び交付金のうち、総合的な子育て支援対策として、結婚に伴うスタートアップ時の費用に対する補助として、結婚新生活支援事業補助金８０万円、それから民間資金を活用した賃貸住宅の整備を促進するために、建設工事費の一部を補助する民間賃貸住宅整備促進補助金1,２００万円、子育て・新婚世帯等へ制度を拡充した定住促進補助金1,３２０万円を計上しております。先ほどの子育て・結婚世帯へ制度を拡充したというのは、昨年度から実施しております。

続きまして、３１ページをお開きください。

８目自治振興費でございます。１２節委託料のうち、コミュニティバス運行委託料3,６０５万2,０００円、対前年２９万2,０００円の増額となっております。

１８節負担金、補助及び交付金のうち、路線バス運行支援事業補助金３０８万8,０００円については、大十オレンジバス海南線における運行支援となります。高齢者タクシー等補助金1,２９２万9,０００円については、１人１万8,０００円分のタクシー・バス助成金を交付するためのものでございます。

続いて、３２ページをお開きください。

１０目諸費です。１１節役務費、賠償保険料７０万6,０００円、この保険につきましては、町村等が所有、使用及び管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上、賠償責任を負う場合の損害に対して保険金を支払う制度で、その保険料でございます。

続いて、３９ページをお開きください。

５項統計調査費、１目指定統計費でございます。本年度４０４万1,０００円、昨年度９９１万9,０００円、増減がマイナス５８７万8,０００円となってございます。これにつきましては、昨年度、５年に一度の国勢調査を実施し、本年度はないため生じた減額となります。

なお、令和８年度は経済センサスが実施予定となってございます。

以上、簡単ではございますが、２款の中の企画管財課の関係予算についての御説明と

させていただきます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　　調月税務課長。

（税務課長　調月克久　登壇）

○税務課長（調月克久）　　それでは、私からは、２款総務費、２項徴税費、１目の税務総務費と、２目賦課徴収費について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の３５ページから３６ページを御覧ください。説明資料では４５ページから４６ページでございます。

税務総務費は４，５３７万６，０００円で、昨年度と比較いたしまして３８７万３，０００円の減額でございます。主な要因についてですが、１節報酬、２節給料、３節職員手当、４節共済費の人件費の減で、前年度に比べ職員の数が１人減っていることが減額の要因となっております。

続きまして、予算に関する説明書の３６ページから３７ページを御覧ください。説明資料では４６ページから４７ページでございます。

２目賦課徴収費は２，２１０万９，０００円で、昨年度と比較いたしますと２，８３４万５，０００円の減額となってございます。主な内訳といたしましては、前年度は令和９年度の固定資産税の評価替えに関する準備に伴う業務委託料がございましたが、今年度はそれがなく、１２節委託料の標準宅地鑑定業務委託料で７１２万８，０００円が減となっており、また、固定資産路線価評価業務委託料でも９０２万円の減となっております。また、システム標準化の影響で、電算処理委託料が１，０９１万５，０００円の減額となっていることも減額の要因となっております。

以上、税務課に関する当初予算の説明とさせていただきます。

（税務課長　調月克久　降壇）

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

（まちづくり課長　米田和弘　登壇）

○まちづくり課長（米田和弘）　　それでは、２款のまちづくり課及び支所関連の予算について御説明させていただきます。

まず、予算に関する説明書の２７ページから、予算説明資料では３６ページからお願いいたします。

２款１項５目企画費のうち、まちづくり課関連では、説明書２７ページ、１１節役務

費、上から２行目の奨学金返還助成金に係る郵便料１万６，０００円と、次の２８ページ、１８節の負担金、補助及び交付金の下から２行目、奨学金返還助成金４７３万５，０００円です。前年度より、１１節役務費、郵送料で９，０００円、１８節奨学金返還助成金で１４０万９，０００円の増額となります。増額の理由は、令和７年度の申請実績より奨学金返還対象者の増加を見込んでおり、令和８年度予算では４７名分を計上してございます。

次に、美里支所長として、７目支所費の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の２９ページから、説明資料は３９ページを御覧ください。

２款１項７目支所費は、支所施設などの維持管理に係る経費を計上してございます。本年度は１，３３２万１，０００円を計上しており、前年度より１３１万４，０００円の増額となっております。

説明書３０ページを御覧ください。

増額の主な要因では、１２節委託料の上から５行目、空調機保守点検委託料３７万９，０００円の計上は、３年に１回点検を行うフロン排出抑制法に係る定期点検の１９万８，０００円の増額や、新たに施設のトイレや通路の常時清掃を含めた施設清掃委託料１０３万４，０００円の計上では４４万２，０００円の増額。また、１４節工事請負費のセキュリティシステム更新工事費４０万１，０００円の計上は、施設の防犯、火災監視、設備制御等のセキュリティサービスについて、ＩＳＤＮサービス終了により設備制御盤を交換する必要が生じたため計上するものです。

以上、簡単ではございますが、２款のまちづくり課及び支所費関連の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（まちづくり課長　米田和弘　降壇）

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは、私からは、２款総務費、３項１目戸籍住民基本台帳費について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の３７ページをお開きください。予算説明書資料は４８ページからとなります。

本年度の予算額４，５４３万７，０００円で、１２６万９，０００円の増額となります。人件費及びリース料の増額が主な要因となります。

まず初めに、人件費として、１節報酬から、次のページにわたり、４節共済費まで、いずれも増額となります。

１０節需用費の印刷製本費１１万６，０００円で７０万３，０００円の減額、１１節役務費の郵便料２６万３，０００円で、９１万１，０００円の減額です。令和７年度に実施した戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための費用の減額が主なものとなります。

１３節使用料及び賃借料は１，０８６万３，０００円で、１７５万２，０００円の増額です。かんたん窓口システムハードウェア及びマイナンバーカード裏書印字システム機器更改に伴う電算ハードウェアリース料１７５万４，０００円の増額が主なものとなります。

以上、簡単ではございますが、戸籍住民基本台帳費の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（七良浴　光）　次に、第３款から第４款について説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長　森谷善彦　登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦）　それでは、保健福祉課関連の予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の４０ページをお願いします。なお、予算説明資料は５１ページからとなりますので、併せて御覧ください。

３款民生費でございます。４１ページにかけての１項１目社会福祉総務費は６，０１９万１，０００円の計上で、前年度より８５９万６，０００円の減額です。

２節給料から４節共済費で、現状４名分の職員の人件費を計上しておりますが、当初予算比較では、職員１名減に伴い１，０４０万４，０００円の減額が減額の主な要因です。

一方、１２節委託料では、権利擁護支援業務委託料の単価引上げに伴い、７３万円の増額。

１８節負担金、補助及び交付金の町社会福祉協議会補助金で、職員の異動に伴い、１２３万５，０００円の増額となっております。

次に、４３ページにかけての３目老人福祉費は６，９４８万９，０００円で、前年度より７５７万２，０００円の増額です。

１節報酬、３節職員手当等で、パートタイム会計年度任用職員の産休復帰により３４１万６，０００円の増額。

１４節工事請負費で、スポーツ公園整備のため、町営ゲートゴルフ場の解体撤去工事９９万４，０００円の増額、１９節扶助費で、老人保護措置費で対象者が増えたため、２９１万５，０００円の増額が主な要因となっております。

次に、４５ページにかけての４目障害者福祉費は４億３，１４８万４，０００円で、前年度より２，６５７万３，０００円の増額です。

１２節委託料で、相談支援事業委託料の引上げ及び６年ごとに策定する必要がある障害者基本計画等の策定業務委託料計上のため４６２万５，０００円の増額、１９節扶助費で、介護給付費・訓練等給付費及び障害児給付費で利用者対象者数が増えており、２，０９０万５，０００円の増額となっていることが増額の主な要因となっています。

続いて、５目老人医療費は、実績を踏まえ、１０万円の計上です。

６目重度心身障害者医療費は４，７８３万７，０００円で、こちらについても実績を踏まえ、前年度と比較し、１１７万８，０００円の減額です。

続いて、４６ページから４７ページにかけての９目総合福祉センター管理運営費は２億８，０７５万４，０００円で、前年度より２億３，６６２万９，０００円の増額です。

前年度実施の高圧受電設備更新工事は終了となりますが、１２節委託料で、自家発電設備設置工事設計業務委託料で４３８万７，０００円、同じく１２節委託料及び１４節工事請負費で、空調設備更新及び照明ＬＥＤ化改修工事事業で２億５，０５５万７，０００円計上しており、増額の主な要因となっております。

次に、４８ページにかけての１０目長谷毛原健康センター管理運営費は２６６万５，０００円で、照明ＬＥＤ化改修工事の終了に伴い、前年度より８５６万３，０００円の減額です。

１２目介護保険事業費は２億７，６５７万２，０００円で、前年度と比較し、１３２万１，０００円の減額となっております。

次に、少し飛んで、５５ページから５６ページにかけての３項１目災害救助費は、前年度と同額の４９万１，０００円の計上です。

次に、４款衛生費です。５７ページにかけての１項１目保健衛生総務費は７億６，１２４万２，０００円の計上で、前年度より３，２０８万６，０００円の増額です。

職員の異動に伴い、１節報酬の会計年度任用職員で４８５万７，０００円、２節給料

から４節共済費で、育休職員２名を含む６名分の職員の人件費を計上しており１，２０９万９，０００円の増額、１０節消耗品費及び１２節委託料で、災害時に必要な医薬品等を備蓄するため、合わせて１００万円の計上をしております。

また、１８節負担金、補助及び交付金の野上厚生病院への負担金は、病院事業に対する交付税措置で増額されているため、１，３８３万６，０００円の増額となっています。

５８ページにかけての２目予防費は３，８６７万６，０００円で、前年度より１９４万９，０００円の減額です。

１２節委託料、各種予防接種委託料で、帯状疱疹及びコロナ予防接種の実績を踏まえ、１７４万１，０００円減額しており、減額の主な要因となっております。

次に、少し飛んで、６１ページの５目成人保健対策費です。２，２１２万８，０００円の計上で、前年度と比較して３０６万３，０００円の減額です。

１２節委託料の各種健診委託料では、健診の実績により２９５万３，０００円の減額の主な要因でございます。

以上、簡単ですが、３款、４款の保健福祉課関連の説明とさせていただきます。

（保健福祉課長　森谷善彦　降壇）

○議長（七良浴　光）　　黒﨑子育て推進課長。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　登壇）

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　それでは、子育て推進課関連の予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の４５ページからをお願いいたします。なお、予算説明資料は５７ページからとなりますので、併せて御覧ください。

３款民生費でございます。１項７目子ども医療費は２，１３９万円の計上で、前年度より９万円の増額、８目ひとり親家庭医療費は６７６万円の計上で、前年度より４１万５，０００円の減額となっています。

予算に関する説明書の４８ページから５０ページにかけて、２項１目児童福祉総務費は９，５６３万６，０００円の計上で、前年度と比較して５６１万円の増額です。主な増額理由として、１２節委託料で、新たに病児病後児保育事業として３００万円を計上しております。これは、保護者がより安心して子育てができるよう、病気や回復期のこどもを一時的に保育できる事業を実施するためのものでございます。また、そのほか、こども園の休日開放事業実施として、施設管理委託料２８万９，０００円の計上など、子

育て支援策の充実を図っていくための増額となります。

次に、５２ページの３目母子福祉費は、前年度と同様１２万１，０００円の計上です。

５２ページから５３ページにかけての４目こども園費は２億４，９８１万５，０００円で、前年度より３６０万２，０００円の減額です。主な理由としましては、令和７年度に実施した、きみのこども園ＬＥＤ化工事完了等によるものになります。

続きまして、５４ページから５５ページにかけての５目児童館運営費は２，０６６万３，０００円で、前年度と比較して１，２９７万４，０００円の増額です。これは中央児童館の屋根雨漏り、外壁等の外部改修工事に係る１４節の工事請負費１，２６５万７，０００円が増額理由となります。

６目学童保育費は２，６５６万５，０００円で、前年度より３０３万６，０００円の減額です。

１２節委託料で、行政事務等包括業務委託料が前年度と比較して３０２万９，０００円減額となっています。学童保育利用人数の減少における委託料の見直しにより減額となります。

７目児童手当費は９，６４０万８，０００円で、前年度と比較し２１万８，０００円の減額となっております。令和７年度に実施した電算システム改修の完了による減額となります。

次に、４款衛生費です。

５８ページから５９ページにかけての３目母子衛生費は２，８４９万９，０００円の計上で、前年度と比較して６６３万７，０００円の減額となっています。主な減額理由として、業務内容による支出科目変更によるもので、職員１人分の減額となります。また、新たな事業として、就学前のお子さんを対象に、５歳児健診を実施するため、医師などによる専門職報償費や消耗品費を計上しております。集団生活の中でより安心して過ごしていけるよう、心身の成長を確認し、必要に応じたサポートを行うためのものです。今後もさらに切れ目ない支援を図り、母子保健の向上に努めていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、３款、４款の子育て推進課関連予算の説明とさせていただきます。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　降壇）

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは、３款民生費、４款衛生費の住民課関連予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の４１ページをお開きください。予算説明資料は５１ページからとなります。

３款民生費、１項２目国民年金事務費です。国民年金の受付事務等の予算として、職員１名の人件費と事務費用が主なものとなります。本年度の予算額４６５万6,０００円で、１１２万3,０００円の増額です。人件費の増額と、１２節委託料で、年金生活者支援給付金の令和７年度税制改正対応及び育児期間の保険料免除対応に伴う電算システム改修業務６６万円の増額が主なものとなります。

４８ページをお開きください。予算説明資料は５９ページからとなります。

１１目国民健康保険事業費です。国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。本年度の予算額１億1,１７１万5,０００円で、２４８万円の減額です。保険基盤安定負担金等の減額が主な要因となります。

続きまして、１３目後期高齢者医療費です。県後期高齢者医療広域連合への事務費分賦金と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。本年度の予算額２億8,２５８万5,０００円で、８５２万2,０００円の増額です。２７節繰出金の保険基盤安定負担金と療養給付費負担金の増額が主な要因となります。

４款に移ります。予算に関する説明書５７ページをお開きください。説明資料は７０ページからとなります。

４款衛生費、１項１目保健衛生総務費、１８節負担金、補助及び交付金のうち、海南海草食品衛生協会負担金につきましては、前年度と同額の３万6，０００円です。

５９ページをお開きください。

１項４目環境衛生費です。本年度の予算１億6，１２１万8，０００円で、１，８９０万円の増額です。職員２名及び会計年度任用職員１名の人件費や不法投棄ごみ対策に係る経費、五色台広域施設組合負担金、老朽危険空家除去工事補助金、令和８年度より県補助事業から町補助事業へと変更になる太陽光発電設備・蓄電池等導入支援補助金、簡易水道事業会計への補助金及び出資金が主なものとなります。

１節報酬から、次のページ、８節旅費までについては、会計年度任用職員の出勤日数の見直しや人事異動に伴い、いずれも減額となっております。

１８節負担金、補助及び交付金は、五色台広域施設組合負担金１，００６万５，０００

円、五色台広域施設組合建設負担金６５８万２，０００円で、合計１，６６４万７，０００円、昨年度より５０８万８，０００円の増額となります。火葬炉設備更新事業に伴う増額が主なものとなります。老朽危険空家除去工事補助金は、前年度と同額の１，０００万円です。住宅用省エネシステム普及推進事業補助金は、新事業である太陽光発電設備・蓄電池等導入支援補助金へと事業が拡充となり、本年度予算は４１０万円を計上しております。

続きまして、６１ページで、６目公害対策費です。予算説明資料は７５ページとなります。２市３町で構成する協議会に対する負担金で、前年度と同額の５万２，０００円の計上です。

７目診療諸費です。予算説明資料は７６ページとなります。国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金で、本年度の予算額４，４２２万５，０００円、１８１万２，０００円の減額です。

続きまして、６２ページ、４款２項１目清掃総務費です。１８節負担金、補助及び交付金が主なものとなります。本年度の予算額１億５，２２１万円で、２０３８万３，０００円の増額です。

１８節負担金、補助及び交付金、海南海草環境衛生施設組合負担金７，２２９万７，０００円で、１，９１３万８，０００円の増額です。施設更新に伴う地方債の元金償還が令和８年度より始まるため、負担金が増額となっております。紀の海広域施設組合負担金７，８９２万９，０００円で、１１９万３，０００円の増額です。

続きまして、２目塵芥処理費です。ごみ収集処理に関連する予算でございます。本年度の予算７，９５９万２，０００円で、５６万６，０００円の増額です。人件費の増額と、６３ページ、１０節需用費の印刷製本費で、ごみ分別・出し方ガイドブックの増版に係る費用２８万１，０００円が主なものです。

６４ページで、３目し尿処理費です。新たに合併浄化槽を設置したり、単独浄化槽からの転換をするものに対し、補助金を交付する事業が主なものとなります。

１８節負担金、補助及び交付金１，０９９万９，０００円で、３５９万８，０００円の減額です。令和８年度より計画年度が新しくなるため、計画基数を見直したことによる減額が主なものとなります。

以上、簡単ではございますが、３款、４款の住民課関連の予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（七良浴　光）　東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　それでは、３款民生費のうち、教育課所管の予算について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書５１ページをお願いいたします。予算説明資料は６２ページからになりますので、併せて御覧ください。

３款民生費、２項児童福祉費、２目青少年対策費は、本年度予算額が１，４４５万５，０００円で、対前年度比１８万５，０００円の増となっております。青少年対策費は、担当職員１名の人件費、青少年育成推進委員及び青少年育成委員の報償費、また公用車等に係る経費、各種協議会等への負担金及び補助金で構成しています。昨年度とほぼ同額の計上ではございますが、担当職員１名分の人件費、給与、職員手当等、共済費が微増になっております。

以上で、簡単ですが、３款２項２目青少年対策費の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（七良浴　光）　長生水道課長。

（水道課長　長生正信　登壇）

○水道課長（長生正信）　それでは、水道課関連の予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書６０ページを御覧ください。

４款衛生費、１項４目１８節負担金、補助及び交付金のうち、東部簡易水道事業会計補助金４，６８８万６，０００円につきましては、収益的収支予算で交付金を活用した物価高騰に対する住民支援策として、水道料金の基本料金減免をさきの臨時議会において御可決いただき、令和８年度におきましても、４月から８月請求分の５か月間実施する減収分として１，５８９万５，０００円を含む経常経費の不足額を補助金として計上してございます。

同じく、西部簡易水道事業会計補助金の２，８４４万円につきましても、東部簡易水道と同様に、水道料金減免分１，５７３万円及び児童手当、企業債利息の交付税算入分を計上してございます。

２３節投資及び出資金で、東部簡易水道事業会計出資金３，４１３万７，０００円につきましては、資本的収支予算において、企業債償還等の支出に対する不足額を出資金として計上してございます。西部簡易水道の１８２万１，０００円につきましては、簡水債で借り入れた元金償還金が今年度から始まり、交付税算入分を計上してございます。

以上、水道課関係予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（水道課長　長生正信　降壇）

○議長（七良浴　光）　次に、第５款から第６款について説明を求めます。

吉見産業課長。

（産業課長　吉見將人　登壇）

○産業課長（吉見將人）　それでは、私からは、５款農林水産業費と、６款の商工費の産業課関係の予算について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の６４ページを御覧ください。予算説明資料は７９ページからとなります。

６４ページの中段から６５ページにかけて、５款１項１目農業委員会費２,１４９万９,０００円は、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございます。前年度より９０万６,０００円の増額となってございまして、主な増減理由は、職員及びパートタイム会計年度任用職員の報酬等の人件費の増によるものでございます。

続きまして、６５ページから６６ページにかけて、５款１項２目農業総務費１,６９２万１,０００円は、人件費や農業関係団体に対する経費でございます。前年度より２５万５,０００円の増額となってございまして、主な理由は、人事異動に伴う給与、職員手当及び共済費の増減によるものでございます。

続きまして、６６ページから６８ページにかけて、５款１項３目農業振興費６,０８９万９,０００円は、農業の振興に関する経費で、産品加工所、雨山の郷公園の管理運営に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農作物鳥獣被害防止総合対策事業などの経費でございます。前年度より７４万９,０００円の減額となってございまして、主な増減は、６６ページの７節報酬としまして、猿などの有害の追い払いのため、住民向けの駆逐用煙火講習を年３回開催する５万７,０００円、それから、１０節の需用費の消耗品で、緊急銃猟と集落支援員の消耗品で３５万６,０００円の増の４３万６,０００円を計上してございます。

次に、６７ページの１２節委託料の４行目、地域活性化支援業務委託料４０６万２,

０００円を新たに追加してございます。これは銃による猟師が減少し、高齢化していることから、近年問題となっている熊の緊急銃猟を実施する人材の育成や、鳥獣害捕獲確認、防護メッシュ柵の張り方や、わなの設置の指導等を行える人材の確保と育成を目的に、集落支援員制度を活用したいと考えてございます。

その４行下の農業担い手育成委託料でございますが、昨年より１名分１４２万5,０００円を減額し、３名の４２７万5,０００円と見込んでございます。

次に、１８節負担金、補助及び交付金の３行、中山間地域等直接支払交付金は令和７年度から第６期が開始されましたが、４団体が取組をやめたことで、３１５万4,０００円減となってございます。

７行目の山椒苗木購入補助は、申請件数の増加によりまして、４０万円を増額してございます。

８行目の農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金は、令和７年度の捕獲見込みが４００頭減となり、実績を参考に２３５万円を減額し、８５６万5,０００円としてございます。

続きまして、同じ１８節で、６８ページでございます。多面的機能支払交付金は、令和７年度から５年間の事業が開始されましたが、３団体が取組をやめたため、６３万1,０００円減の７１万4,０００円となってございます。

少し飛びまして、７０ページです。

下段で、５款２項１目林業総務費１億1,２９３万7,０００円は、林業関係全般に係る経費で、職員給与、森林経営管理事業、林業関係団体への補助金などで、産業課と建設課の予算が含まれてございます。

林業総務費は、前年度と比較して1,３２１万4,０００円の増額となってございます。増額の理由についてですが、７１ページの１１節、５行目、検査手数料は、ユンボなどの重機等４台の点検手数料でございます。これは来年度より分かりやすく細目を名称変更させていただきます。

続きまして、１２節の委託料の３行目、森林間伐業務委託料は、事業量の増加を見込み２５２万円を増額し、1,０８０万円としてございます。

次の７２ページに参りまして、２行目、地域活性化支援業務委託料は、自伐型林業地域おこし協力隊６名の委託料2,６２３万円で、これは国の報酬及び経費の基準見直しにより、２０１万7,０００円を増額してございます。

続きまして、１７節の備品購入費の作業用備品の１００万円でございますが、これはユンボの先に取り付けますフォークグラブで、いわゆる木材を挟み込んでつかむ機械の購入費用でございます。

その下の建設用機器は、現在、研修場所、地域おこし協力隊の研修場所が２か所ございます。そのため林内作業車をもう１台購入するため、４００万円を計上してございます。

続きまして、１８節負担金、補助及び交付金でございますが、１１行目の自伐型林業スタートアップ支援金３００万円は、当町で育林間伐施業を行うため、新規に自伐型林業を始めようとする者に対する支援で、毎年、町内の森林を一定面積以上の間伐施業をすることを要件として支援する補助金でございます。

１３行目の森林整備促進事業補助金は、森林環境税の本来の目的である荒廃した森林の間伐整備を促進するため、補助するものでございます。今年度より、森林組合だけでなく、自伐型林業の地域おこし協力隊が５月末で卒隊し、間伐施業を開始することになります。その上で、補助金交付上限は設けますが、保育間伐や搬出間伐に対する補助金、県補助の対象とならない２メートル未満の狭小な作業道の開設補助など、事業量が増加することを見込み９９２万4,０００円を増額し、1,３１２万円としてございます。

その下の林業担い手労災保険特別加入者補助金１０万円でございますが、死亡事故の多い間伐施業を行う個人事業主に対する労災保険への加入するための支援でございます。

少し飛びまして、次の７３ページをお開きください。

中段の５款３項１目水産業振興費で３００万円を計上してございます。貴志川漁協はアユダービーやアマゴの放流、アユのルアー釣り、釣りの講習会など、様々なイベントを開催し、貴志川活性化に取り組んでいただいてございまして、今後も継続していただくため、昨年度と同額としてございます。

次に、５款４項１目山村振興総務費は、産業化とまちづくり課の予算でございまして、少し飛びますが、産業課は７５ページ、１８節負担金、補助及び交付金の２行目の県山村振興対策協議会の６万５,０００円、次の紀の国ふるさとづくり協議会の１万円、８行目の農林商工まつり実行委員会補助金の２５０万円の団体補助で、前年度と同額でございます。

続きまして、７６ページで、中段の６款１項１目商工振興費5,１１６万4,０００円は、前年度より1,７９１万8,０００円の増額でございます。主な増額の理由は、会計

年度任用職員報酬及び人件費で１８０万７,０００円の増額。

７７ページに参りまして、１８節の負担金、補助及び交付金の４行目、プレミアム商品券発行事業補助金は、物価高騰対策交付金を活用し、町内の中小企業の活性化と経済循環を目的として、３０％のプレミアム付商品券の販売を行うため、１,４４０万円を計上してございます。

続きまして、６款１項２目観光費は６,３７９万７,０００円で、２,０１９万３,０００円を増額してございます。主なものは、会計年度任用職員や人事異動等により１１２万８,０００円の増額。

７８ページの１２節でございますが、委託料で新たに、一番下の韓国国際交流パークゴルフ大会開催委託料でございますが、韓国からパークゴルフを呼び水としまして、町内の観光誘客につなげたいと考えてございます。国際交流大会の開催イベント費用に１２０万円を計上してございます。現在、韓国ではパークゴルフ人口が５年で５倍に増加し、パークゴルフの旅行ツアーも増えているとのことでございます。大会を通じ、当町のパークゴルフ場のよさと、町の観光コンテンツを韓国に広め、観光誘客につなげればと考えてございます。

続きまして、７８ページ、１８節負担金、補助及び交付金の一番下、観光協会補助金１,３５２万９,０００円は、昨年度より１,１３２万９,０００円の増額でございます。これは物価高騰対策の交付金を活用しまして、観光を対象として、２５％還元するキャッシュレス決済事業に１,１００万円を計上してございます。町民だけでなく、町外からの観光を呼び込み、町内で買物や飲食、体験コンテンツの利用につなげ、観光事業の活性化を目的としてございます。

次に、２７節の繰出金の５４０万７,０００円の増額は、のかみふれあい公園への繰出金でございまして、主な増加理由は、公園の施設使用料収入が、令和７年度実績見込みを参考に、４００万円程度減額になると見込んだことと、歳出でパートタイム任用職員の人件費で増額となったためでございます。

以上、簡単ではございますが、産業課関連の予算の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長　吉見將人　降壇）

○議長（七良浴　光）　　中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　　それでは、私のほうからは、建設課関連の主な予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の６８ページをお開きください。予算説明資料では８２ページから御覧ください。

５款農林水産業費、１項４目耕地総務費でございます。１８節負担金、補助及び交付金１，８０４万５，０００円の中には、土地改良事業団体連合会などの負担金、補助及び交付金４３万３，０００円が含まれてございます。

次に、１項５目農業用施設維持費でございます。農道や農地、用水路などの維持補修工事費５００万円と、農道舗装の生コンクリートやU字溝などの農業用施設の補修用材料費３００万円を計上しております。

次に、１項６目地籍調査事業費でございます。１億３，８４４万６，０００円を計上しております。前年度比２３７万２，０００円の増額となっております。令和８年度の現地調査につきましては、滝ノ川地区の一部、毛原上地区の一部の２地区、合わせて調査面積約１．７８平方キロメートルの調査を実施する計画となっております。

１節から４節まで、会計年度任用職員１名の報酬や職員３名の給料、諸手当等を計上しております。

１２節委託料としまして、２地区の地籍調査委託料９，８２３万円などを計上しております。

続きまして、１項７目農業用施設整備事業費でございます。２，５５８万１，０００円を計上しております。前年度より６，２６１万７，０００円の減額となってございます。

１２節委託料につきましては、小畑地区にある防災重点農業用ため池である埋谷中池、埋谷奥池の２池について、洪水吐等の改修を行うための測量設計委託料、合わせて２，１００万円を計上しております。

続きまして、２項１目林業総務費でございます。建設課関係分の主なものとして、１８節負担金、補助及び交付金のうち、県治山林道協会分担金として２２万円を計上しております。

続きまして、２項２目林道維持費でございます。本年度６０３万４，０００円、前年度比２５万６，０００円の減額となってございます。林道の維持補修に係る工事費５００万円のほか、アスファルト舗装の補修用レミファルトや凍結防止剤などの購入など、維持管理に必要な経費２５万円を計上しております。

以上、簡単でございますが、５款の中の建設課の関係予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（建設課長　中前貴康　降壇）

○議長（七良浴　光）　　長生水道課長。

（水道課長　長生正信　登壇）

○水道課長（長生正信）　　それでは、水道課関連の予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書６８ページを御覧ください。

５款農林水産業費、１項４目１８節負担金、補助及び交付金で、農業集落排水事業会計補助金１，７６１万２，０００円につきましては、収益的収支の不足額に対して、一般会計から補助を行うものでございます。

２３節投資及び出資金で、２２４万８，０００円につきましては農業集落排水事業の資本的収支予算で、企業債償還に対する交付税算入分を計上してございます。

以上、水道課関係予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

（水道課長　長生正信　降壇）

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

（まちづくり課長　米田和弘　登壇）

○まちづくり課長（米田和弘）　　それでは、５款、まちづくり課関連の予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の７３ページ下段から、また説明資料は８７ページからをお願いいたします。

５款４項１目山村振興総務費でございます。移住定住促進関連事業や各団体への補助金等、また地域おこし協力隊や集落支援員などに係る経費が主なもので、１８節負担金、補助及び交付金で、一部産業課の補助金等が含まれてございます。本年度は１億１，１５３万６，０００円を計上しております。前年度より４６１万円の減額となっております。主な要因は、地域おこし協力隊を委託する地域活性化支援業務委託料の減額や、実績に伴う移住推進空き家リノベーション補助金や事業見直しによる定住奨励金の減額などが主なものとなっております。

説明書の７３ページから７４ページにかけて、２節から４節で、職員５名分の給料や諸手当を計上しております。

７４ページ、３節職員手当等は１，２１３万９，０００円で、前年度比２４万８，０００円の増額です。

１０節需用費は５４８万７，０００円の計上で、前年度比１４３万２，０００円の増額となり、修繕料３５６万４，０００円の計上は、短期滞在施設４施設の修繕や地域おこし協力隊５名の住宅修繕等で、前年度比１１３万５，０００円の増額などが主なものとなります。

次の１１節役務費は１８７万８，０００円の計上で、前年度比１０万５，０００円の増額となります。集落支援員が移住相談などをＮＰＯ法人きみの定住を支援する会と連携して、休日、夜間等に行うため、田舎生活体験施設にインターネットや電話を開設するための費用として、インターネット接続に係る通信費７万８，０００円の増額や、電話料の増額などでございます。

説明書７５ページ、１２節委託料は２，５２７万４，０００円の計上で、前年度比３１０万３，０００円の減額となります。これはきみの地域づくり学校の運営に携わっていた地域おこし協力隊の任期満了退職に伴う減額と集落支援員の採用などで、集落支援員業務委託料９５３万８，０００円の計上で、６１万円の増額、昨年度計上しておりました空き家改修工事設計監理業務委託料１６０万円の減額などによるものでございます。

１３節使用料及び賃借料は４６６万円の計上で、前年度比４３万７，０００円の減額となります。機器等借上料で、協力隊員や集落支援員が使用するパソコンのリースアップによる減額等が主なものでございます。

１４節工事請負費は、移住定住推進空き家改修事業の工事費２件分で、前年度と同額の１，４４０万円の計上となります。

次に、７６ページにわたりまして、１８節負担金、補助及び交付金で、本年度予算額２，０５３万５，０００円の計上で、前年度比３０６万９，０００円の減額となります。減額の主なものは、説明書７５ページの下から３行目、移住推進空き家リノベーション補助金６１５万円の計上は、申請実績に伴う１２０万円の減額、７６ページ、まちづくり推進協議会補助金は、前年度と同額の２００万円の計上となり、下段、まちづくり支援補助金は、申請実績からの見込みにより、前年度比３０万円増額の３５０万円を計上しております。

また、昨年度計上していました定住奨励金２１０万円の減額は、社会情勢の変化などによる移住定住関連の事業の見直しによる減額などでございます。

以上、まちづくり課関連の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩いたします。

休　憩

（午後　２時４２分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５５分）

○議長（七良浴　光）　　次に、第７款から第８款について説明を求めます。

中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　　それでは、私のほうから、建設課関連の主な予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の７９ページをお開きください。予算説明資料では９３ページからとなりますので、御確認をお願いいたします。

７款土木費、１項１目土木総務費でございます。本年度５，０６７万２，０００円、前年度比１，８２９万６，０００円の増額となってございます。これにつきましては、増額となった主なものとして、工事監督支援等の業務委託に伴うものが主な要因となってございます。

２節から４節で、職員３名分の給料や各種手当等を計上しております。

次に、１２節委託料１，８５０万円につきましては、工事監督支援及び積算技術の支援業務の委託料を計上しております。こちらのほうにつきましては、町が実施する工事やその他業務について、監督補助支援をしてもらい、円滑な発注や適正な履行を図ることを目的として委託をするものでございます。

次に、１３節使用料及び賃借料２１９万９，０００円につきましては、土木積算システムなどの使用料及び賃借料を計上しております。

次に、１８節負担金、補助及び交付金３８１万５，０００円につきましては、研修や各種協会への負担金、小規模がけ崩れ対策事業に対する負担金を計上しております。

２項１目道路橋りょう維持費でございます。本年度９，４９４万９，０００円、前年度

比３，６０７万１，０００円の減額となってございます。こちらにつきましては、町道等の施設の維持管理に関する予算でございます。

１節報酬から８節旅費で、道路作業員４名分の報酬や手当等を計上しております。

次に、１２節委託料４９０万円につきましては、町道１１路線の雑草等の刈取委託料を計上しております。

次に、１３節使用料及び賃借料２３６万３，０００円につきましては、道路台帳システムの使用料を計上しております。

次に、１４節工事請負費６，０００万円につきましては、町道施設の維持補修や修繕をするための費用を計上しております。

次に、１５節原材料費４３０万円につきましては、道路の維持補修に必要な生コンクリート、アスファルト合材や路面凍結防止剤などの購入費を計上しております。

続きまして、２項２目道路橋りょう新設改良費でございます。本年度１億１，８７２万４，０００円、前年度比１０億３，６３８万４，０００円の減額となってございます。減額となった主なものといたしまして、町道釜滝柴目線トンネルの工事が完了見込みや、町道紀州サン・リゾートラインの舗装補修事業、またロクロシ谷川の改修事業が完了に伴うものが主な要因となってございます。

次に、１２節委託料３，５１０万円につきましては、橋りょうの長寿命化を目的とした橋りょうの定期点検業務委託料２，００５万円、トンネルの定期点検の業務委託料１，５０５万円を計上しております。

次に、１４節工事請負費５，８７３万円につきましては、町道のトンネルの修繕工事７０５万円、福井橋の修繕工事１，５０５万円、長谷川の河川改修工事４，０００万円などを計上しております。

続きまして、３項１目住宅管理費でございます。本年度２，０１６万５，０００円、前年度比１２３万２，０００円の増額となってございます。

１０節需用費で、修繕料６００万円を計上しております。これにつきましては、町営住宅の建物及び設備の修繕費用でございます。

続いて、１３節使用料及び賃借料でございますが、町営住宅などの借地料として４１３万４，０００円を計上しております。

次に、８４ページの中段をお開きください。予算説明資料では９６ページとなります。

５項１目建設残土処理費でございます。本年度６，２０５万８，０００円、前年度比１，

２３１万４，０００円の増額となってございます。

１０節需用費では、建設残土処分場に係る公用車の消耗品や燃料費、修繕料などで２０５万６，０００円を計上しております。

次に、１２節委託料でございますが、水質検査の委託料や、受け入れた建設残土の敷き均しや転圧、搬入路の塵芥防止の散水作業費や、搬入車両の計測などの管理委託業務と、今年、令和８年度につきましては、今後の残土処分量を的確に把握するために、処分量を把握するための委託業務費用として、合わせて３，７３６万２，０００円を計上しております。

次に、１４節工事請負費で、建設残土処理場内の維持整備費用として５００万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、７款の中の建設課の関係予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（建設課長　中前貴康　降壇）

○議長（七良浴　光）　東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　それでは、教育課所管の７款土木費、４項１目公園費について説明をいたします。

予算に関する説明書８３ページを御覧ください。説明資料は９６ページでございます。

本年度１８１万２，０００円の計上で、前年度比５万２，０００円の増となっております。公園費は、くすのき公園の管理のための予算で、トイレ棟に必要な消耗品や電気代、水道代、浄化槽の維持管理、また公園内の除草作業、遊具の管理に係る経費を計上しています。昨年度とほぼ同額の計上となっており、大きな変動はございません。

以上、簡単ですが、公園費の説明といたします。よろしくお願いいたします。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（七良浴　光）　井川消防長。

（消防長　井川豊一　登壇）

○消防長（井川豊一）　私からは、予算に関する説明書８５ページから９０ページまでの８款消防費、１項消防費、１目常備消防費と２目非常備消防費、３目水防費について、前年度と比較しながら主立ったもののみ御説明させていただきます。

予算説明資料は９７ページから１０４ページを併せて御覧ください。

１目常備消防費は１億６，９００万８，０００円減額の３億３，６４９万５，０００円であります。

１節報酬は、パートタイム会計年度任用職員１名分の報酬でございます。

２節給料、３節職員手当等は、新規採用職員３名を含めた職員３７名分でございます。

８節旅費は、１０万８，０００円減額の１２１万９，０００円であります。これは令和８年度は、救急救命九州研修所で新規の救急救命士と指導救命士を養成する研修に要する費用がないため、減額の主な要因となりました。

１０節需用費は、３５１万６，０００円増額の１，７６４万６，０００円でございます。消防庁舎で利用するガス料及び消防車、車両等の燃料費の増額、また消防車両の整備及び消火栓の修繕費等、修繕整備に必要な費用が増額の要因となってございます。

１２節委託料が９８万２，０００円増額の５１７万１，０００円でございます。消防庁舎のごみ収集委託料及び救急救命士気管挿管実習委託料の増額が、主な要因となってございます。

１３節使用料及び賃借料が６７万１，０００円の減額の１７７万４，０００円でございます。旧消防庁舎の借地料が不要になったことによる減額が、主な要因でございます。

１７節備品購入費が３８２万８，０００円減額の８３９万６，０００円となります。半自動式除細動器１台の更新事業を計上させていただいております。また、昨年度は職員の活動服及び安全装備品が整備できたことにより、今年度の予算計上がなく、減額となってございます。

１８節負担金、補助及び交付金は、６，９８９万１，０００円減額の１，１６７万２，０００円でございます。消防救急デジタル無線推進協議会負担金について、システムの更新が完了することから７，２１６万３，０００円の減額、一方で、消防通信指令事務協議会負担金が、保守管理に伴う負担金を含め、６３４万５，０００円の増額となってございます。また、令和８年度新規救急救命士と指導救命士の養成研修の対象がいないということから、２３４万５，０００円の減額でございます。

続きまして、２目非常備消防費でありますが、４，１９６万９，０００円減額の６，８６０万９，０００円でございます。

７節報償費が１４２万１，０００円増額の２，１２２万３，０００円でございます。令和８年度は、消防操法大会が開催されますので、それに伴う訓練手当と出動報酬が増額の主な要因でございます。

８節旅費については、令和８年度は、消防団幹部研修が実施年ではないため３５万円の減額となってございます。

１０節需用費は、２１８万9,０００円増額の６０３万2,０００円です。これは消防操法大会出場に伴う訓練用品の計上ということで、増額の要因となってございます。

１１節役務費は、３４万6,０００円の増額で８３万7,０００円でございます。車検対象車両の増加に伴うものでございます。

１３節使用料及び賃借料は、１７１万1,０００円減額の１１１万8,０００円でございます。システムソフト料の減額が主な要因となってございます。

１７節備品購入費は１８７万7,０００円の増額で、２１７万8,０００円でございます。小型動力ポンプ１台の更新事業を計上させていただいてございます。

２６節公課費は、１８万9,０００円の増額で３７万6,０００円でございます。これは車検対象車両の増加によるものでございます。

次に、３目水防費でありますが、６万8,０００円の減額の２６万3,０００円でございます。減額の要因は、砂の単価の変更に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、８款消防費の御説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

（消防長　井川豊一　降壇）

○議長（七良浴　光）　　次に、第９款から最終まで説明を求めます。

東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　　それでは、９款教育費を説明させていただきます。

前年度当初予算と比較して増減の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

予算に関する説明書９１ページからになります。予算説明資料では１０５ページからでございますので、併せて御覧ください。説明は、予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。

９款教育費、１項１目教育委員会費は、本年度１６０万8,０００円で、昨年度とほぼ同様の予算計上でございます。

９２ページにかけて、２目事務局費は、本年度6,５３１万9,０００円で、対前年度比５２３万4,０００円の減となっております。減額の主な要因は、教育委員会職員１名減によるもので、職員及び会計年度任用職員の人件費につきまして、給料、手当等、

共済費で４８３万４，０００円の減額となっております。

続いて、９５ページにかけて、教育諸費では、本年度予算額が２億２，３７２万５，０００円で、対前年度比４，４１６万円の増となっております。主に、８年度から学校給食センターが通年稼働となることによる予算、紀美野中学校全ての部活動７クラブが、平日、休日ともに地域展開を目指すための予算、学校に行きづらいこどもたちの居場所と就学機会を提供するための教育支援センターを旧吉見児童館を有効活用して、開設、運営する予算、学校教育支援員、スクールバス及び臨時バス運行管理、給食配送に係る行政事務等包括業務委託の契約更新に伴う予算を計上したことにより増額となっています。

１節から４節においては、給食調理場の通年稼働に伴う職員及び会計年度任用職員の給食調理員の人件費、また部活動地域展開に伴う会計年度任用職員、教育支援センターの支援員として、会計年度任用職員の報酬を計上しておりますので、１節報酬では８８２万３，０００円の増、２節給料では３４４万２，０００円の増、３節職員手当等で５９８万６，０００円の増、４節共済費で１１３万２，０００円の増となっております。

７節報償費では、中学校部活の外部指導員の謝礼で１，０２８万３，０００円の増。

１０節需用費におきましては、教育支援センターの施設修繕料、給食材料費の増により、前年度比１，２１４万５，０００円の増額となっております。

９４ページの１２節委託料では、給食センターの施設清掃委託料、そ族害虫駆除委託料と旧美里中学校の不要物及び各学校の薬品の廃棄物処理委託料を新たに計上したこと、また人件費の高騰に伴う行政事務等包括業務委託料の増額により、前年度比８００万７，０００円の増額となっております。

９５ページにかけて、１３節使用料及び賃借料では、学校集金システム決済手数料を１１節の役務費に計上したこと、及び旧美里中学校の借地料を２款総務費の財産管理費に計上したことにより、前年度比３５３万２，０００円の減額計上となっております。

１７節備品購入費では、教育支援センターの備品及び部活の地域展開による吹奏楽部楽器の購入費の計上により、前年度比１０１万円の増額となっています。

１８節負担金、補助及び交付金においては、令和７年度に計上していた紀美野中学校開校記念イベント実行委員会への補助金が皆減したこと等により、２５５万６，０００円の減額計上となっております。

続きまして、９６ページから９７ページにかけて、２項小学校費、１目学校管理費で

す。本年度予算額が６，０２１万７，０００円で、対前年度比２，６６１万６，０００円の減額となっております。給食調理場の通年稼働に伴い、正職員及び会計年度任用職員の給食調理員の人件費と給食材料費について、１項３目教育諸費に計上したことと、１４節工事請負費の減額が主な要因です。

１節報酬は５８１万７，０００円の減で、会計年度任用職員の給食調理員の報酬を教育諸費に計上したことによるものです。

また、１０節需用費も給食材料費を教育諸費に計上しているため皆減となり、１，２６２万３，０００円の減額計上となっております。

９７ページにかけての委託料は２，２３６万６，０００円で、対前年度比７５４万７，０００円の増額です。行政事務等包括業務委託について、人件費の高騰と学校敷地内の草刈り業務を追加したことにより２８１万３，０００円の増、野上小学校及び下神野小学校の体育館空調設置工事設計委託料、合わせて５２３万６，０００円を計上したことによるものです。

１４節工事請負費については、ＩＳＤＮ回線を光回線に変更することに伴う設備工事で１４３万円、野上小学校３階教室の窓の遮熱フィルム貼付工事１１４万１，０００円、下神野小学校の給食配送口改良工事で２１９万６，０００円の合わせて４７６万７，０００円の計上で、前年度比６２３万６，０００円の減額となっています。

続いて、９８ページにかけて、２目教育振興費です。本年度予算額が８１１万９，０００円で、対前年度比３３２万３，０００円の減額となっております。小学校で使用するｉＰａｄの更新について、令和７年度で全ての小学校が完了したことにより、９８ページの１３節使用料及び賃借料で２８２万９，０００円の減額、１７節備品購入費において、２０４万３，０００円の減額となっていることが主な要因です。

続きまして、１００ページにかけて、３項中学校費、１目学校管理費です。本年度予算額が１億３，０２６万１，０００円で、対前年度比１億１，３８４万８，０００円の増額となっております。紀美野中学校体育館空調設置に関して、１００ページ上段の工事監理業務委託料で２３５万４，０００円、１４節工事請負費で、工事費として１億７２１万７，０００円を計上したことが主な要因です。

続いて、１０１ページにかけて、２目教育振興費です。本年度予算額が６３１万１，０００円で、対前年度比３１３万３，０００円の減額となっております。減額の主な要因は、１７節備品購入費において、前年度は中学校の教科書改訂年であったため、教員

用指導書、教科書、指導用デジタル教科書の購入費３５６万５，０００円が皆減したことが主な要因です。

続いて、１０１ページから１０２ページにかけて、４項社会教育費、１目社会教育総務費です。本年度予算額が３，１８２万１，０００円で、対前年度比１，０４８万１，０００円の増額となっております。職員人件費につきまして、前年度は職員２名分の計上でしたが、後に説明させていただきます、４目人権教育費から職員１名の人件費を科目替えし、本年度は３名の人件費を計上したため、２節給料で４６１万９，０００円の増、３節職員手当等で４２４万５，０００円の増、４節共済費で１４４万４，０００円の増額となったことが主な要因です。

続いて、１０２ページの２目生涯学習振興費は、例年とほぼ同様の計上で、大きな変動はございません。

１０３ページです。３目公民館費は、本年度３，７８５万円の計上で、対前年度比２３４万４，０００円の増額となっております。会計年度任用職員の人件費について、１節報酬、３節職員手当等で、合わせて１０２万８，０００円の増、また、１０節需用費では、図書購入費を備品購入費から科目替えしたこと、中央公民館においてＷｉ－Ｆｉ環境構築のためのルーター購入費用、空調に使用するガス代の高騰による燃料費の増、電気代の高騰による電気料の増が主な要因でございます。

１０４ページの４目人権教育費は、本年度９万円、対前年度比６８６万３，０００円の減額となっております。前年度まで計上していた１名分の人件費を、先ほど説明いたしました、１目社会教育総務費に計上したことが主な要因でございます。

１０５ページにかけて、５目文化財保護費です。本年度１４９万９，０００円、対前年度比３３万８，０００円の減額です。前年度計上していた町指定文化財動木地内のニホンアカガエルの案内看板の設置が完了したため、１４節工事請負費が皆減したことが主な要因です。

６目放課後子ども総合プラン事業費は、ふれあいルーム及び学習サポート事業に係る予算で、本年度２２２万円、対前年度比１５万９，０００円の増額で、ふれあいルームにおける指導員の出役状況を勘案し、指導員報酬を増額したことが主な要因です。

１０７ページにかけて、７目星の動物園管理運営費は、本年度予算額が５，８９３万７，０００円で、対前年度比５７９万３，０００円の減額となっております。主な要因は、１１節役務費、１２節委託料、１７節備品購入費では、増額とはなっておるものの、前

年度計上した大型望遠鏡駆動系修繕料が皆減したことにより、１０節需用費において、９３２万円の減額となったことが主な要因です。

続いて、１０７ページから１０９ページにかけて、８目文化センター管理運営費は、本年度予算額が３，４６６万９，０００円で、対前年度比２２０万８，０００円の増額となっております。主な要因は、会計年度任用職員の昇給等により、人件費で９０万２，０００円の増、案内看板の作成委託料及び文化振興事業委託料で８２万７，０００円を増額したことが主な要因です。

続いて、１０９ページの９目真国区民センター運営費は、本年度２２０万２，０００円の計上で、前年度とほぼ同様の計上となっており、大きな変動はございません。

続いて、１１０ページにかけて、１０目自然体験世代交流センター管理運営費は、本年度６５３万円、前年度比１１０万４，０００円の増額です。主な増額の要因は、会計年度任用職員の人件費の増と、１４節工事請負費において、トイレの洋式化に係る工事費を計上したことによるものでございます。

続いて、１１１ページにかけて、５項保健体育費、１目保健体育総務費で、本年度予算額が２，４０４万５，０００円で、対前年度比４８万５，０００円の減額となっております。

職員人件費につきまして、昇給等により、給料、職員手当等、共済費において、１１９万３，０００円の増額となったものの、スポーツ公園が指定管理制となることにより、１３節使用料における予約システムの使用料が１７１万６，０００円減額となったことが主な要因です。

続いて、１１２ページにかけて、２目体育施設管理運営費は、本年度予算額が４億７，９６４万７，０００円で、対前年度比３２９万５，０００円の増額となっております。この科目では、スポーツ公園リニューアル事業に係る予算が大部分を占め、本年度は体育館Ｂ棟及び大型ひさしの建設及びテニスコートの改修に充てる費用を１４節に４億３，６２９万５，０００円、その工事監理費用に充てるための費用を１２節に１，３７０万５，０００円、合わせて前年度と同額の４億５，０００万円を計上しています。また、体育館Ｂ棟及び大型ひさしの建築確認審査手数料として、１７３万７，０００円を１１節に検査手数料として計上しています。また、８年度より指定管理者による運営が始まりますので、１２節委託料の施設管理委託料に、スポーツ公園の指定管理料１，３３２万３，０００円が含まれております。

以上、簡単ではございますが、９款教育費の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（七良浴　光）　中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　それでは、私のほうからは、建設課関連の主な予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の１１２ページをお開きください。予算説明資料では１３３ページを御覧ください。

１０款災害復旧費、１項１目土道路橋りょう災害復旧費でございます。本年度２億２，１６４万円、前年度比５２２万円の増額となってございます。これにつきましては、令和５年６月から令和７年２月発生の町道上ヶ井東原線赤木地内での地すべり災害復旧工事と、令和５年６月豪雨災害発生の町道上ヶ井線、こちらにつきましては上ケ井地内の復旧工事を実施するための工事請負費を計上しております。

続きまして、２項１目農地農業用施設災害復旧費、同じく２項２目林業施設災害復旧費、どちらとも１２万円を計上しておりますが、これにつきましては、災害に備えての科目設定でございます。

以上、簡単ではございますが、１０款についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（建設課長　中前貴康　降壇）

○議長（七良浴　光）　曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　予算に関する説明書の１１３ページを御覧ください。

１１款公債費、１項１目の元金では、前年度と比較して５，７５６万５，０００円減額の９億３，０７２万１，０００円の計上です。平成２６年度野上中学校大規模改修事業、平成２２年度臨時財政対策債や、平成２５年度の合併特例基金の造成により借り入れた元金の償還終了が大きな要因となってございます。

２目の利子では、３，３８８万１，０００円増額の８，９６１万６，０００円を計上してございます。令和６年度緊急防災・減災事業債と令和６年度過疎対策事業債の利子が増加したことが大きな要因となってございます。

続きまして、１２款諸支出金です。１項１目の財政調整基金費は、１９９万円増額の積立金３６３万８，０００円から、１１５ページ、１０目地上デジタル放送中継施設基金費８万１，０００円増額の積立金２，０１２万１，０００円まで、各基金への積立金を計上してございます。福祉基金費は、前年度に基金を全て充当したため、廃目整理となってございます。

最後に、１３款予備費、１項１目の予備費につきましては、前年度と同額の１，０００万円の計上としてございます。

なお、１１６ページから１１９ページにかけましては給与費明細を、１２０ページから１２１ページにかけましては債務負担行為で翌年以降にわたるものについての前年度末までの支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、１２２ページでは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書を掲載してございますので、御高覧賜りたいと存じます。

それでは、令和８年度の紀美野町予算書の７ページをお開きいただきたいと思います。

「第２表　地方債」についてでございます。

起債の目的欄の過疎対策事業債は、限度額を６億４，５１０万円、一般単独事業債では、限度額を７，６６０万円、災害復旧事業債では、限度額を６，６４０万円に設定するものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行でございます。

利率につきましては５．０％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率となります。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

以上、令和８年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（総務課長　曲里充司　降壇）

○議長（七良浴　光）　　以上で、説明が終わりました。

◎日程第３１　議案第２８号　令和８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算につい

て

◎日程第３２　議案第２９号　令和８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第３３　議案第３０号　令和８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（七良浴　光）　　日程第３１、議案第２８号、令和８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第３３、議案第３０号、令和８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算についてまで、３議案を一括議題とします。

説明を求めます。

森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは、議案第２８号から議案第３０号の特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の９ページをお開きください。

議案第２８号、令和８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算。

令和８年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２億４，６４４万５，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書の１２５ページをお開きください。予算説明資料は１３５ページからとなります。

歳入でございます。

１款国民健康保険税、１項１目一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算１億９，

９２８万８，０００円で、１，２６７万円の増額です。

２款使用料及び手数料、１項１目督促手数料は、前年度と同額の２万２，０００円です。

３款国庫支出金、１項１目子ども・子育て支援事業費補助金は３５２万円で、新設です。システム改修に伴う国庫補助金となります。

次のページで、４款県支出金、１項１目保険給付費等交付金は、本年度予算９億１，３０５万円で、７０万２，０００円の減額です。１節普通交付金の減額が主な要因となります。

２目財政対策補助金は、本年度予算４００万円で、前年度と同額です。

５款財産収入、１項１目利子及び配当金は、本年度予算４３万７，０００円で１４万５，０００円の増額です。財政調整基金の預金利子です。

６款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、本年度予算１億１，１７１万５，０００円で、２４８万円の減額です。出産育児一時金等繰入金が普通交付金での措置となったため、２００万円の減額となることが主な要因です。

次のページで、２項１目財政調整基金繰入金は、本年度予算１，２７６万１，０００円で、１，２３９万９，０００円の減額です。歳出に対する予算不足を補うため繰り入れるものです。

７款繰越金、１項１目前年度繰越金から８款２項２目返納金まで、前年度と同額の計上です。

続きまして、歳出でございます。

１２８ページをお開きください。予算説明資料は１３８ページからとなります。

１款総務費、１項１目一般管理費は、一般事務職員の人件費、委託料、負担金等が主な内容です。本年度予算２，７３４万５，０００円で、１２８万９，０００円の増額です。１２節委託料で、電算システム保守委託料５８万３，０００円の増額、電算システム改修委託料で、子ども・子育て支援金に係る国保データベースシステム改修委託料４４万円の増額、１８節負担金、補助及び交付金で、国保連合会負担金３７万６，０００円の増額が主な要因です。

次のページで、２項１目賦課徴収費は、主に国保税の賦課及び徴収に係る予算です。本年度予算６０４万７，０００円で、３４９万円の増額です。１２節委託料で、子ども・子育て支援制度に係る電算システム改修委託料３５２万円の増額が主な要因です。

３項１目運営協議会費は、本年度予算６万６，０００円で１，０００円の増額です。

２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費は、本年度予算７億４，５００万円で、８００万円の減額です。一般被保険者の疾病、負傷に対する保険者負担費用で、令和７年度の実績見込みを基に推計しております。

２目一般被保険者療養費は、本年度予算８５０万円で５０万円の減額です。主に、一般被保険者の柔道整復、マッサージ、鍼灸等に対する負担費用で、同じく、令和７年度の実績見込みを基に推計しております。

次のページで、３目審査支払手数料は、本年度予算２５９万３，０００円で３万７，０００円の減額です。レセプトの審査支払手数料です。

２項１目一般被保険者高額療養費は、限度額を超える一部負担金について、その超えた分を保険者負担とするものです。本年度予算１億２，０００万円で、４００万円の増額です。

２目一般被保険者高額介護合算療養費は、本年度予算２５万円で、前年度と同額です。医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合、その超えた分を保険者が負担する費用となります。

３項１目一般被保険者移送費は、本年度予算１万円で、前年度と同額です。災害現場など特殊な現場から重病人を移送する場合などの保険者負担費用となります。

次に、４項１目出産一時金です。本年度予算３００万２，０００円で、前年度と同額です。

次のページで、５項１目葬祭費は、本年度予算７５万円で、前年度と同額です。

６項１目傷病手当金は、令和５年５月７日までに新型コロナウイルスに感染された方を対象に、保険給付を２年間遡って給付することが可能であったため、令和７年度まで予算措置を行っておりました。令和８年度以降は対象外となりますので、廃目整理するものです。

３款国民健康保険事業納付金、１項１目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算２億５４７万９，０００円で、３５９万２，０００円の減額です。

２項１目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、本年度予算６，０４９万９，０００円で、１３５万２，０００円の減額です。

次のページで、３項１目介護納付金分につきましては、本年度予算１，９１９万４，０００円で、４２万２，０００円の増額です。

４項１目子ども・子育て支援金分は、本年度予算６２５万４，０００円で、令和８年度より納付するものです。なお、県納付金の合計額は２億９，１４２万６，０００円で、１７３万２，０００円の増額となっています。

４款保健事業費、１項１目疾病予防費は、本年度予算１，１３０万４，０００円で、４６万３，０００円の減額です。人間ドック委託料で、４４万８，０００円の減額が主なものとなります。

続きまして、２項１目特定健康診査等事業費でございます。本年度予算１，４２４万円で、２４万２，０００円の減額です。保健事業に係る予算で、保健指導や特定健診受診勧奨等の事業を行います。人件費及び特定健診等業務委託料が主なものとなります。

５款基金積立金、１項１目財政調整基金積立金は、本年度予算４３万７，０００円で、１４万５，０００円の増額です。財政調整基金の預金利息でございます。

次のページで、６款諸支出金、１項１目一般被保険者保険税等還付金及び還付加算金は、本年度予算５５万円で、前年度と同額の計上です。

２項１目繰出金は、本年度予算１，３９２万５，０００円で、６４万１，０００円の減額です。国民健康保険診療所事業特別会計に繰り出すもので、令和７年度の実績を基に計上しています。

７款予備費、１項１目予備費は、本年度予算１００万円で、前年度と同額です。

次のページより、本特別会計に係る職員の給与費明細となります。

以上、簡単ではございますが、令和８年度国民健康保険事業特別会計予算についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２９号について御説明させていただきます。

予算書の１３ページをお開きください。

議案第２９号、令和８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和８年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９，５５３万７，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

条例改正でも御説明させていただきましたが、本年度をもって常勤医師が退職となります。また、来年度から和歌山県において、へき地診療所への医師派遣方針が見直されました。このことにより、来年度からへき地拠点病院である国保野上厚生病院への委託により医師を確保し、診療所を運営していくこととなりました。また、福祉有償運送により送迎サービスを実施しておりました事業所が、本年度末をもって廃業とするため、来年度から町直営で送迎サービスを実施することとなりました。

以上が、前年度からの大きな変更点となります。

それでは、予算に関する説明書の１４１ページをお開きください。予算説明資料は１４５ページからとなります。

歳入でございます。

１款診療収入、１項１目外来収入です。本年度予算３，５５２万円で、５３万４，０００円の減額です。

２款使用料及び手数料、１項１目文書料は前年度と同額の１９万２，０００円を計上しています。

３款県支出金、１項１目へき地診療所対策費補助金、本年度予算１３５万９，０００円で、１３万６，０００円の減額です。１節へき地診療所設備整備事業補助金の２０万９，０００円の減額が主な要因となります。

和歌山県医師少数区域等勤務医支援事業補助金は、常勤医が不在となるため、廃目整理するものです。

次のページで、４款繰入金、１項１目一般会計繰入金、本年度予算４，４２２万５，０００円で、１８１万２，０００円の減額です。人件費及び施設管理費等に充当するものです。

２目国民健康保険事業特別会計繰入金は、本年度予算１，３９２万５，０００円で、６４万１，０００円の減額です。僻地診療所運営に係る調整交付金で、令和７年度の実績を基に計上しています。

５款繰越金、１項１目繰越金は、前年度と同額を計上しています。

６款諸収入、１項１目雑入２１万６，０００円で、１万２，０００円の減額です。駐車場職員等自己負担金で１名分の減額です。

７款分担金及び負担金は、福祉有償運送事業者が、令和７年度末をもって廃業するため、廃目整理するものです。

続いて、歳出でございます。

予算に関する説明書の１４３ページをお開きください。予算説明資料は１４７ページからとなります。

１款総務費、１項１目一般管理費です。この予算は町内４診療所を運営するための人件費や施設管理運営費、各種業務委託費、関連団体負担金等が主なものでございます。本年度予算６，７１１万７，０００円で、２９３万８，０００円の減額です。１節報酬から４節共済費に係る人件費で、２，００４万６，０００円の減額です。

次のページで、１２節委託料、医師派遣等業務委託料で１，３５５万４，０００円の増額、１３節使用料及び賃借料の機器等借上料で、ＡＥＤ更新に伴うリース料２６万４，０００円の増額、１７節備品購入費、公用車の更新で２１３万６，０００円の増額、事務用備品で、長谷毛原診療所電子カルテ用サーバーＰＣ更新のため、１０８万８，０００円の増額が増額の主な要因です。

続きまして、１４５ページをお開きください。

２款医業費、１項１目医療用機械機器費です。本年度予算５１６万７，０００円で、３万５，０００円の増額です。

１３節使用料及び賃借料で、現在の医療用機器等の利用者数に合わせ、５０万２，０００円の増額と、１７節備品購入費で、国吉診療所の心電図検査装置の更新と、令和７年度の印字付分包機２台の購入との差額４１万８，０００円の減額が主な要因です。

２目医療用消耗品費、３目医療用衛生材料費は、前年度と同額を計上しております。

４目検査費は１８９万円で、２４万円の減額です。

研究研修費は、常勤医師不在のため、廃目整理となります。

次のページで、３款予備費、１項１目予備費は、前年度と同額の１００万円を計上しております。

次のページより、本特別会計に係る職員の給与費明細となります。

以上、簡単ではございますが、令和８年度国民健康保険診療所事業特別会計予算についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３０号について御説明させていただきます。

予算書の１７ページをお開きください。

議案第３０号、令和８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和８年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億６，６４９万９，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書の１５３ページをお開きください。予算説明資料も１５３ページからとなります。

歳入でございます。１款保険料、１項１目後期高齢者医療保険料は、本年度予算１億６，８８８万３，０００円で、１，９８６万４，０００円の増額です。

１節現年度分において、１，６００万９，０００円の増額、子ども・子育て支援金納付金分で、新たに３８２万２，０００円を見込んでおります。

２款使用料及び賃借料、１項１目督促手数料は、前年度と同額の５，０００円の計上です。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、本年度予算２億７，９９３万２，０００円で、８４０万６，０００円の増額です。

２節保険基盤安定繰入金で５２４万５，０００円の増額、３節療養給付費繰入金で３９２万９，０００円の増額が主な要因となります。

４款繰越金、１項１目繰越金は、前年度繰越金として、前年度と同額の１８０万円を計上しています。

次のページで、５款諸収入、１項１目延滞金、２目過料とも前年度と同額の１，０００円ずつ、計２，０００円の計上です。

２項１目総務費受託事業収入は、本年度予算１，５５７万７，０００円で、１２７万６，０００円の増額です。

３項１目保険料還付金は、歳出還付した際の広域連合からの還付金として２９万円、２目還付加算金は１万円で、いずれも前年度と同額です。

続きまして、歳出でございます。

１５５ページをお開きください。予算説明資料も１５５ページからとなります。

１節総務費、１項１目一般管理費は、本年度予算１，６５１万３，０００円で、２４万１，０００円の減額です。人事異動に伴う人件費の減額が主な要因です。

２項１目徴収費は、本年度予算１５５万８，０００円で、１３万９，０００円の減額です。次のページの１２節委託料で、１４万７，０００円の減額が主な要因です。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度予算４億３，１２８万４，０００円で、２，８８４万８，０００円の増額です。主に保険料徴収分の増額によるものです。

３款保健事業費、１項１目保健事業と介護予防の一体化事業費は、本年度予算１，５８４万４，０００円で、１０７万８，０００円の増額です。人件費の増額が主な要因となります。

次のページで、４款諸支出金、１項１目保険料還付金及び還付加算金は、前年度と同額の３０万円です。

５款予備費、１項１目予備費につきましても、前年度と同額の１００万円です。

次のページより、本特別会計に係る職員の給与費明細となります。

以上、簡単ではございますが、令和８年度後期高齢者医療特別会計予算の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（住民課長　森谷克美　降壇）

◎日程第３４　議案第３１号　令和８年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長（七良浴　光）　日程第３４、議案第３１号、令和８年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について議題とします。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長　森谷善彦　登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦）　それでは、予算書の２１ページお開きください。

議案３１号、令和８年度紀美野町介護保険事業特別会計予算。

令和８年度紀美野町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１７億５，６５９万８，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第２号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

予算に関する説明書の１６５ページをお願いします。また、予算説明資料は１５９ページからとなります。

歳入でございます。

なお、説明は項ごとにさせていただきます。

１款介護保険料、１項介護保険料は、第１号被保険者保険料２億７，１３１万４，０００円の計上です。

２款使用料及び手数料、１項手数料は、計４，０００円の計上で、証明手数料、督促手数料でございます。

３款国庫支出金、１項国庫負担金は、２億９，２７４万８，０００円の計上で、介護給付費の国負担分です。保険給付費等の減少に伴い、前年度と比較し１９１万３，０００円の減額となっております。

次に、１６６ページにかけての２項国庫補助金は、計１億８，７５５万６，０００円の計上です。

次に、４款支払基金交付金、１項支払基金交付金は、計４億５，２８４万円の計上で、介護給付費及び地域支援事業に係る第２号被保険者負担分です。

次に、５款県支出金、１項県負担金は、２億４，３９７万３，０００円は介護給付費の県負担分です。

次に、１６７ページにかけての２項県補助金は、計８０８万４，０００円の計上で、各地域支援事業に係る県の負担分です。

６款財産収入、１項財産運用収入は、４５万３，０００円の計上です。介護給付費準備基金の利子分です。

７款繰入金、１項一般会計繰入金は、計２億７，６５７万２，０００円の計上です。介護給付費、各地域支援事業事務費、低所得者保険料軽減のための町負担分を繰入れする

ものでございます。

次に、２項基金繰入金は、１，４０２万１，０００円の計上です。

１６８ページの８款繰越金、１項繰越金は、昨年度同様の１，０００円を計上しております。

９款諸収入、１項延滞金加算及び過料についても、昨年度同様の１万１，０００円の計上です。

２項雑入は、計９０２万１，０００円の計上で、滞納繰越分、第三者納付金、返納金、各介護予防のケアプランの作成報酬によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

目ごとに説明いたします。

１６９ページから１７０ページにかけての１款総務費、１項１目一般管理費は３，６９５万２，０００円で、前年度と比較し、１９万１，０００円の増額です。

２項１目賦課徴収費は、２０２万９，０００円の計上で、前年度と比較し、５８万４，０００円の増額で、１２節委託料の電算処理委託料の増額に伴うものです。

次に、１７１ページにかけての３項１目介護認定審査会費は３１９万２，０００円、２目認定調査等費は９９７万円の計上で、人件費の増額に伴うものです。

続いて、１７２ページにかけての２款保険給付費、１項介護サービス等諸費は、計１４億７，６８８万８，０００円の計上で、対前年度と比較し、１，８１４万４，０００円の減額となっています。３目施設介護サービス費での利用が減少しており、減額の主な要因となっています。

次に、１７３ページにかけての２項介護予防サービス等諸費は、計６，１３５万６，０００円の計上で、前年度から比較し、４０６万８，０００円の減額となっています。

１目の介護予防サービス給付費では、訪問介護の利用が減少しており、減額の主な要因となっております。

続いて、３項１目審査支払手数料は１２９万６，０００円、４項１目高額介護サービス費は４，５１０万８，０００円、５項１目高額医療合算介護サービス費は７９６万８，０００円の計上です。

１７４ページの６項特定入居者介護サービス等費は、計５，８８３万６，０００円の計上です。所得の低い方が施設入所する場合、食事や部屋代の負担の軽減を図るものですが、実績により、前年度より１３９万２，０００円の増額となっています。

３款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費は、計１，７９２万６，０００円の計上です。

１７５ページにかけての２項１目一般介護予防事業費は、７７２万６，０００円の計上で、前年度と比較し、２２８万７，０００円の減額です。保健師１名の人件費のほか、いきいき百歳体操の自主運動グループへの支援の費用を計上しておりますが、職員の異動に伴う人件費の減額が主な要因となっています。

次に、１７６ページにかけての３項１目総合相談事業費は、８３８万６，０００円の計上です。社会福祉費の職員１名の人件費が主なもので、包括的な相談窓口として、各種サービスにつないでいます。

２目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、６０９万８，０００円の計上で、主任ケアマネ資格のある職員を置き、介護支援専門員の支援や関係機関や他職種との連携を図っております。

次に、１７７ページにかけての３目任意事業は、７６８万円の計上です。緊急通報システム事業、介護用品支給などを実施しております。

４目在宅医療・介護連携推進事業費は、２２９万６，０００円の計上で、海南市と共同で医療法人に委託し、介護の連携を強化するための体制づくりを進めています。

５目生活支援体制整備事業費は、４４万７，０００円の計上で、住民主体の支え合い運動への支援を行っています。

次に、１７８ページの６目認知症総合支援事業費は２２万９，０００円、７目地域ケア会議推進事業費は１６万１，０００円、４項１目審査支払手数料は１０万１，０００円。

４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金は、４５万３，０００円の計上で、基金利息分の再積み分でございます。

次に、１７９ページの５款諸支出金、１項１目保険料等還付金及び還付加算金は５０万円。

次の６款１項１目予備費は１００万円で、昨年度と同額を計上しています。

なお、１８０ページから１８３ページにかけて、給与費明細書をつけておりますので、御高覧ください。

以上、簡単ですが、議案第３１号の予算説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

（保健福祉課長　森谷善彦　降壇）

◎日程第３５　議案第３２号　令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長（七良浴　光）　　日程第３５、議案第３２号、令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について議題とします。

説明を求めます。

吉見産業課長。

（産業課長　吉見將人　登壇）

○産業課長（吉見將人）　　それでは、私のほうから、令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について説明させていただきます。

それでは、予算書の２５ページをお開きください。

議案第３２号　令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

令和８年度紀美野町ののかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４,９０９万２,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の１８７ページをお開きください。説明資料は１７７ページからとなりますので、併せて御覧ください。

なお、説明につきましては、各目単位で説明させていただきますので、御了承いただければと思います。

歳入でございます。

１款１項１目観光施設等使用料は、オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトなどの使用料で、昨年度より４００万円減額の２，１００万円を計上してございます。これはパークゴルフ利用者がコロナ禍前の水準まで回復せず、令和７年度の収入実績を基に減額を見込んでございます。プレーヤーの高齢化、猛暑による利用者控え、近隣パークゴルフ場の増加によるプレーヤーの分散化、定年延長等による新規プレーヤーが増加しないことなどが要因であると考えてございます。

続きまして、１款１項２目農林業施設使用料の７５万円は、ふれあい館のテナント料

でございます。こちらも実績に応じ、１５万円の減額を見込んでございます。

次に、２款１項１目一般会計繰入金２，５９４万８，０００円を計上してございまして、施設使用料収入の減及び人件費の増により、昨年度より５４０万７，０００円の増額をしてございます。

続きまして、３款１項１目繰越金の１０万円は、前年度からの繰越金でございます。

４款１項１目施設管理受託事業収入の９万９，０００円は、県と町で共有する上水道の受水槽の管理費用に対する県からの受託金でございます。

続きまして、４款２項１目雑入の１１９万５，０００円は、公衆電話、自動販売機設置料及びごみ袋の販売収入でございます。

以上、収入の説明とさせていただきます。

続きまして、１８８ページをお開きください。

３、歳出でございます。

１款１項１目一般管理費４，７９５万３，０００円は、ふれあい公園に関する運営管理全般の経費でございます。前年度より１２５万７，０００円の増額でございまして、主な増加理由の説明をさせていただきます。

人件費の１節報酬で５６万８，０００円、３節の職員手当で１２万９，０００円、４節の共済費で１０万４，０００円の合計８０万１，０００円が増額となってございます。

次に、１０節の需用費の中の印刷費でございまして、５５万８，０００円を増額してございます。これは、ふれあい公園のリーフレットを印刷する費用でございます。それ以外は、昨年度と大きな支出の変更はございません。

続きまして、１８９ページの中段、２款１項１目の元金で１３万８，０００円、２目で利子として１，０００円を計上してございます。これは、平成３０年の台風で破損したパークゴルフ場の料金所の屋根を改修するために借り入れた地方債の償還金と支払利息でございます。

続きまして、１９０ページにかけて、３款１項１目予備費でございますが、昨年度と同様に１００万円を計上してございます。

次の１９１ページには、ふれあい公園会計の職員の給与費明細書、次の１９２ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当年度末における現在高の見込みに関する調書を添付してございますので、御高覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別

会計の予算の説明とさせていただきます。

（産業課長　吉見將人　降壇）

◎日程第３６　議案第３３号　令和８年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について

◎日程第３７　議案第３４号　令和８年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について

◎日程第３８　議案第３５号　令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について

○議長（七良浴　光）　　日程第３６、議案第３３号、令和８年度紀美野町農業集落排水事業会計予算についてから、日程第３８、議案第３５号、令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算についてまで、３議案を一括議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

（水道課長　長生正信　登壇）

○水道課長（長生正信）　　それでは、予算書２９ページをお開きください。

議案第３３号、令和８年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について御説明させていただきます。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量を定めており、接続戸数は２２０戸、年間排水量は４万９，３００立方メートル、１日平均排水量は１３５立方メートルを予定しております。

主な工事につきましては、県道奥佐々阪井線道路改良に伴い、ＶＰ管１５０ミリを２０メートル布設替えを行うもので、５００万円を予定しております。

次に、第３条、収益的収入及び支出でございます。

主な内容について御説明させていただきますので、予算説明書の１９５ページを参照いただければと思います。説明資料につきましては１８１ページからとなっております。

公営企業法適用後３年間は、企業会計支援の財政措置が特例的に認められており、支援業務委託費を計上してございます。財源につきましては、条文により定めることになっており、公営企業会計適用債８０万円を借り入れるものでございます。

それでは、収入でございます。

第１款は、農業集落排水事業の収益の総額を２，９３７万２，０００円と定めるものでございます。

第１項、営業収益は、主に施設使用料で８０２万５，０００円で、ほぼ横ばいの状況にあります。

第２項、営業外収益は２，１３４万７，０００円で、一般会計補助金や現金の収入はございませんが、長期前受金戻入等で建設改良工事があることから、消費税の還付を見込んでおります。

次に、支出の第１款は、農業集落排水事業費用の総額を３，４７４万１，０００円と定め、第１項営業費用は、３，４００万８，０００円でございます。

営業活動に係る費用として、１目管渠費で１４８万円の計上で、管路の維持管理や修繕、ポンプの動力費を計上してございます。今年度では、手数料として、区域内において１１か所のマンホールポンプがございますが、汚泥の堆積が見られることで、槽内の清掃費として１８万２，０００円の計上でございます。

２目処理場費は７９４万９，０００円で、施設の動力費、維持管理費、水質検査委託料などを計上してございます。

３目業務及び総係費は１，３８６万８，０００円で、１名の人件費、保険や会計、料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。

１１節委託料において、上下水道料金及び公営企業会計システムの更新時期が迫っており、令和８年、９年の２か年で、債務負担によりシステム構築導入を進めていきたく、今年度予算４０７万２，０００円の計上でございます。本業務につきましては、東部、西部の３会計の共通業務であることから同額計上してございます。

４目は減価償却費で、１，０４２万６，０００円の計上です。現金の支出はないものでございます。

５目資産減耗費の固定資産除却費２８万５，０００円につきましては、県道の改良に伴う排水管の更新により、既設管の除却費を計上してございます。こちらも現金の支出はありません。

第２項、営業外費用は４３万３，０００円で、主には企業債利息を計上してございます。

第３項は、予備費３０万円を計上してございます。

第４条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２７５万９，０００円は、当年度分損益勘定留保資金２３０万４，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４５万５，０００円で補塡するものでございます。

収入の第１款は、資本的収入の総額を７１８万６，０００円と定めるものでございま

す。

第１項企業債は１５０万円の計上です。今年度工事の起債対象額を計上してございます。

第２項出資金２２４万８，０００円につきましては、企業債償還金に対する基準繰入れでございます。

第３項工事負担金３４３万８，０００円につきましては、支障下水道管の移設補償金でございます。

支出の第１款は、資本的支出の総額を９９４万５，０００円と定めるものでございます。

第１項建設改良費は、県道奥佐々阪井線道路改良に伴う工事で５００万円の計上。

第２項は、企業債償還金として４９４万５，０００円の計上でございます。

第５条は、債務負担行為について定めたもので、先ほど申し上げました上下水道料金及び公営企業会計システムの更新業務について、令和９年度の限度額を７１７万円とするものでございます。

第６条は、企業債について定めたもので、建設改良費の財源として、公営企業債で１５０万円、公営企業法適用支援業務の財源として、公営企業会計適用債８０万円を限度額と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

第７条は、一時借入金の限度額を１，０００万円と定め、第８条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第９条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費７５４万３，０００円と定めるものでございます。

また、第１０条では、他会計からの補助金として、一般会計から受ける補助金は、経常経費に対する不足額として１，７６１万２，０００円と定めるものでございます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

説明書２００ページからは、参考資料としてキャッシュ・フロー、財務諸表を添付させていただいております。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、令和８年度農業集落排水事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、予算書３３ページをお開きください。

議案第３４号、令和８年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について御説明させて

いただきます。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量を定めており、全体の給水栓数は２，５８０水栓、年間給水量は４２万立方メートル、１日平均給水量は１，１５１立方メートルを予定しております。

主な工事としては、国道３７０号道路改良に伴い、毛原下地区の一ノ瀬橋橋梁添架布設替工事となり、配水用ポリエチレン管７５ミリで、８５メートル及び既設管撤去費用となります。

次に、町内各所にある水道施設の監視や遠隔操作については、セキュリティの関係上、ＮＴＴの専用回線を利用していますが、現在のアナログ回線のサービスが廃止され、全てデジタル回線に移行されることに伴い、各施設の通信機器の更新が必要になってきます。施設ごとに異なるため、現地調査及び機器の更新調査設計業務として１，３１０万７，０００円の計上、濁度計設置工事についても、現在は日常監視において浄水濁度を確認していますが、常時監視できる設備を設置するよう国からの要請を受け、現地調査設計業務として３７７万３，０００円の計上、河北浄水場の送水電動弁については、老朽化により水漏れ等が発生しており、更新工事として８５０万円の計上です。

次に、第３条、収益的収入及び支出でございます。

主な内容について御説明させていただきますので、予算説明書の２１８ページを参照していただければと思います。説明資料は１８９ページからでございます。

集落排水と同様に、公営企業会計移行後の業務支援を予算計上しております。財源としての公営企業会計適用債で、２６０万円を借り入れることと定めております。

収入でございます。

第１款は、水道事業収益の総額を１億９，９９４万８，０００円と定めるものでございます。

第１項、営業収益は６，８６９万４，０００円の計上、主に水道料金でございますが、物価高騰対策として、影響を受ける住民や事業者の負担軽減を図るため、重点地方交付金を活用し、４月使用分から５か月間、基本料金の減免による減収がございます。

第２項、営業外収益は１億３，１２５万４，０００円で、一般会計補助金４，６８８万６，０００円の計上には、先ほど申し上げました水道料金減免分として１，５８９万５，０００円が含まれております。長期前受金８，３８８万９，０００円の計上については、

現金の収入はございません。建設改良工事により２０万円の消費税等の還付を見込んでおります。

次に、支出の第１款は、水道事業費用の総額を２億２，５５４万３，０００円と定め、第１項、営業費用は２億１，４７９万９，０００円とするものでございます。営業活動に係る費用として、１目原水及び浄水費は２，８１８万５，０００円で、原水の取水、浄水施設の維持等に要する経費で、水質検査や修繕費、動力費を計上してございます。

２目配水及び給水費は４，７４０万９，０００円で、２名の人件費や漏水修繕等、配水施設の維持、動力費や漏水調査、検針等の委託料でございます。

４目業務及び総係費は３，２３０万円で、２名の人件費、保険や会計、料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。

１１節委託料で、上下水道料金及び公営企業会計システムの更新に伴う委託料４０７万２，０００円を計上してございます。

５目は減価償却費で、１億５７５万７，０００円の計上です。現金の支出はないものでございます。

６目資産減耗費の固定資産除却費１１３万７，０００円につきましては、配水管の更新により、既設管の除却費を計上してございます。こちらも現金の支出はありません。

第２項営業外費用は９７４万４，０００円で、主には企業債利息を計上してございます。

第３項は予備費１００万円を計上してございます。

第４条、資本的収入及び支出でございます。

収入の第１款資本的収入の総額を８，４３５万９，０００円と定めるものでございます。

第１項企業債３，２２０万円の計上です。今年度、工事の起債対象額を計上してございます。

第２項他会計出資金３，４１３万７，０００円につきましては、建設改良工事の町単独分及び企業債償還金に対する一般会計からの出資でございます。

第３項工事負担金１，８０２万２，０００円につきましては、支障水道管の移設に対する補償金でございます。

支出の第１款は、資本的支出の総額を８，４３５万９，０００円と定めるものでございます。

第１項建設改良費は、先ほど申し上げましたが、４か所の建設改良費５，０３８万円

の計上です。

第２項は、企業債償還金として３，３９７万９，０００円の計上でございます。

第５条は、債務負担行為について定めたもので、上下水道料金及び公営企業会計システム更新業務について、令和９年度の限度額を７１７万円とするものです。

第６条は、企業債について定めたもので、建設改良費の財源として３，２２０万円を借り入れる予定となっており、その限度額を公営企業債で１，６１０万円、過疎対策事業債で１，６１０万円、公営企業法適用支援業務の財源として、公営企業会計適用債で２６０万円を限度額と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第７条は、一時借入金の限度額を１億円と定め、第８条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第９条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費３，３０３万３，０００円と定めるものでございます。

また、第１０条では、他会計からの補助金として、一般会計から受ける補助は、水道料金の減免に要する経費、児童手当、企業債利息及び経常経費に対する不足額として４，６８８万６，０００円と定め、第１１条では、たな卸資産の購入限度額を６８０万１，０００円と定めるものでございます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

説明書２２３ページからは、参考資料としてキャッシュ・フロー及び財務諸表を添付してございます。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、令和８年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

続きまして、予算書３７ページをお開きください。

議案第３５号、令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について御説明させていただきます。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量を定めており、全体の給水栓数は２，５２６水栓、年間給水量は４３万８，０００立方メートル、１日平均給水量は１，２００立方メートルを予定しております。

主な工事としては、下佐々地内の国道３７０号歩道整備事業に伴うもので、配水用ポリエチレン管で口径７５ミリ、延長３７０メートルの布設替えで、１，２００万円を予

定しております。下佐々配水池は、更新前の下佐々浄水場と同時期のものと、それ以前に完成したもので、非常に老朽化が進んでいます。水道水の安定供給のためには早期に更新すべき施設と考え、８年、９年の２か年での債務負担により、移転先の調査測量及び実施設計を行いたく、今年度の事業費は１，３５２万８，０００円の計上です。

専用回線については、東部簡水と同様に、西部地区の対象施設の調査設計業務として６５４万円の計上です。

次に、第３条、収益的収入及び支出でございます。

主な内容について説明させていただきますので、予算説明書の２４０ページを参照していただければと思います。説明資料は１９９ページからでございます。

収入でございます。

第１款は、水道事業収益の総額を１億８１６万１，０００円と定めるものでございます。

第１項営業収益は７，１１８万６，０００円で、主に水道料金でございますが、東部簡水と同様に、４月使用分から５か月間、基本料金の減免を行うため減収でございます。

第２項営業外収益は３，６９７万５，０００円で、一般会計補助金２，８４４万円には、先ほど申し上げた水道料金減免分として１，５７３万円と、児童手当及び起債の利息に対する交付税算入分の計上です。長期前受金７８７万６，０００円の計上は、現金の収入はありません。

次に、支出の第１款は、水道事業費用の総額を１億８，４２４万５，０００円と定め、第１項営業費用は１億５，３０４万３，０００円でございます。

営業活動に係る費用として、１目原水及び浄水費は２，２６７万９，０００円で、原水の取水、浄水施設の維持等に要する経費で、水質検査や修繕費、動力費を計上してございます。

２目配水及び給水費は３，１７２万８，０００円で、２名の人件費や、漏水修繕等、配水施設の維持、動力費や漏水調査、検針等の委託料でございます。

４目業務及び総係費は１，７５１万４，０００円で、職員１名、会計年度１名の人件費、保険や会計、料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。こちらも上下水道料金及び公営企業会計システム更新業務の委託料として４０７万２，０００円を計上してございます。

５目は減価償却費は７，１６３万１，０００円の計上で、現金の支出はないものでござ

います。

６目資産減耗費の固定資産除却費９４８万円につきましては、配水管の更新により、既設管の除却費を計上してございます。こちらも現金の支出はありません。

第２項営業外費用は２，５２０万２，０００円で、主には企業債の支払利息です。

第３項は、予備費６００万円を計上してございます。

第４条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額の不足額１，４０８万３，０００円につきましては、過年度分損益勘定留保資金１，１１６万８，０００円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額２９１万５，０００円で補塡するものでございます。

収入の第１款は、資本的収入の総額を３，３８２万１，０００円と定めるものでございます。

第１項企業債は、３，２００万円の計上です。今年度、工事の起債対象額を計上してございます。

第２項他会計出資金１８２万１，０００円については、簡水債の元金償還に係る交付税分を計上しています。

支出の第１款は、資本的支出の総額を４，７９０万４，０００円と定めるものでございます。

第１項は、建設改良費として３事業分の３，２０６万８，０００円の計上です。

第２項は、企業債償還金として１，５８３万６，０００円の計上でございます。

第５条は、債務負担行為について定めたもので、上下水道料金及び公営企業会計システム更新業務について、令和９年度の限度額７１７万円、下佐々配水池実施設計業務について、令和９年度の限度額１，２８３万７，０００円と定めるものでございます。

第６条は、企業債について定めたもので、建設改良費の財源として３，２００万円を借り入れる予定となっており、その限度額を公営企業債で１，６００万円、過疎対策事業債で１，６００万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第７条は、一時借入金の限度額を１億円と定め、第８条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第９条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費２，２９３万３，０００円と定めるものでございます。

また、第１０条では、他会計からの補助金として、一般会計から受ける補助金は、水

道料金の減免に要する経費、児童手当、企業債利息の交付税算入分として２，８４４万円と定め、第１１条では、たな卸資産の購入限度額を７６１万７，０００円と定めるものでございます。

令和８年２月２５日提出　紀美野町長　小川裕康

説明書２４５ページからは、参考資料としてキャッシュ・フロー及び財務諸表を添付してございます。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（水道課長　長生正信　降壇）

○議長（七良浴　光）　　以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日２６日から３月３日までの６日間、議案精読のため休会し、３月４日午前９時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散　会

○議長（七良浴　光）　　本日は、これをもって散会いたします。

（午後　４時４５分）